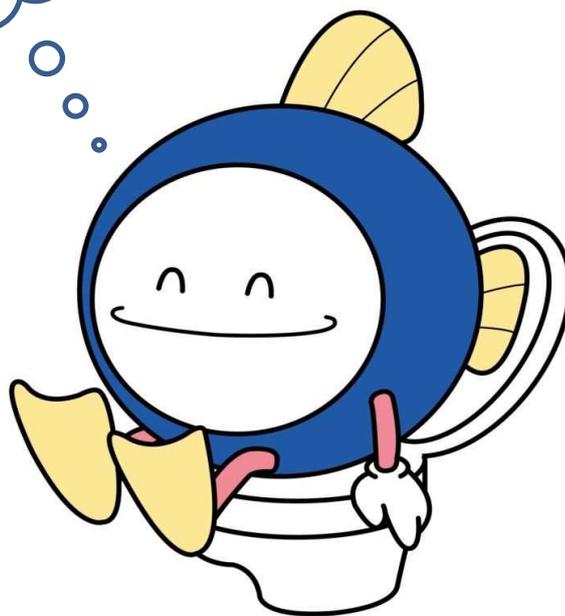


2021 あきたの下水道 〔資料編〕



下水道マスコットキャラクター
「スイスイ」

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト
「美の国あきたネット」の下水道マネジメント推進課の
ページからダウンロードできます。
URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

目 次

	Page
1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン	
(1) 概要	1
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	1
2. あきた循環のみず推進計画（広域共同化）	
(1) 概要	2
(2) 広域共同化の取組	2
3. 汚水処理整備状況	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 秋田県生活排水処理構想（第4期）	
① 市町村別 全体フレーム	3
② 市町村別 全体フレーム普及率	3
③ 市町村別 令和17年目標	4
④ 市町村別 令和17年目標普及率	4
2) 汚水処理人口普及率	
① 令和2年度末 市町村別汚水処理人口普及率	5
② 令和2年度末 秋田県汚水処理人口普及率	6
③ 令和2年度末 市町村人口規模別普及状況	7
④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	8
⑤ 令和2年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）	9
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	10
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	11
② 流域下水道事業の概要	12
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	13
② 令和2年度末 下水道処理人口普及率	14
③ 令和2年度末 下水道整備率	15
④ 令和2年度末 下水道接続率	16
⑤ 県代行・県費補助の実施状況	17
⑥ 公共下水道事業の計画概要	18
4) 下水道終末処理場の概要	19
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	20
② 下水汚泥の現状	21
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況	22
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況	23
3) 都道府県別下水道処理人口普及率	24
4) 人口規模別下水道普及状況	25
4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況	
(1) 下水道使用料	26
(2) 受益者負担金	28
(3) 水洗化助成・貸付制度	30
5. 水質の規制状況	
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）	32
(2) 放流水に対する規制（排水基準）	33
(3) 上乘せ排水基準に係る水域の区分	34
6. 農業集落排水施設	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	35
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	36
(3) 令和2年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率	37
(4) 令和2年度末 農業集落排水施設 整備率	38
(5) 令和2年度末 農業集落排水施設 接続率	39
(6) 農業集落排水施設 使用料	40
(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	41
7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	42
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	43
8. 合併処理浄化槽整備事業	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	44
(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）	45
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	46
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	47

下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成28年度に「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想（第4期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、令和17年度末の普及率目標を95%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課長

1. 第3期ふるさと秋田元気創造プラン

(1) 概要

秋田県では、時代の潮流や社会経済情勢を踏まえ、時代を先取りした取組を積極的に展開することにより、人口減少を克服するとともに、「時代の変化を捉え力強く未来を切り拓く秋田」を創り上げていくことを目指し、平成30年度から令和3年度までの4年間における新たな県政運営指針として、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定しました。

計画では「4つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限活用しながら、『6つの重点戦略』に基づく施策・事業を総合的に展開します。
※令和4年度～令和7年度を推進期間とする新たな県政運営指針「～大変革の時代～新秋田元気創造プラン」は今年度策定作業中です。

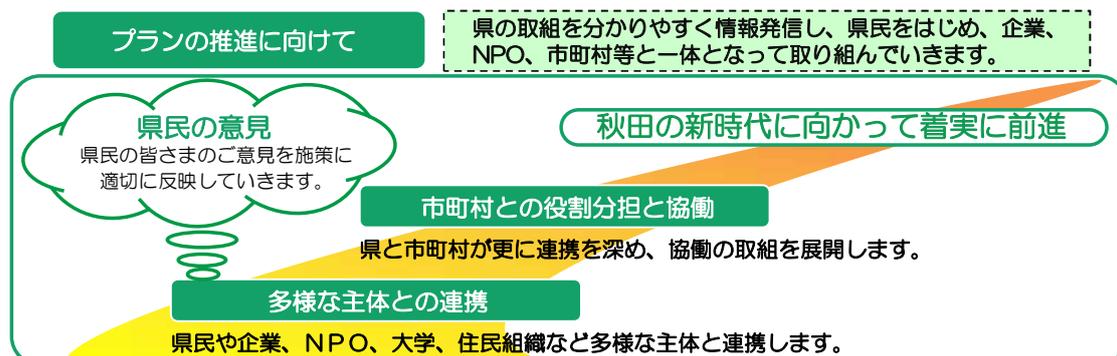


また、県民の基礎的な生活環境の整備を図るため、着実かつ継続的に取り組む政策分野について、基本政策として『4つの分野』に整理・体系化し、着実に推進します。

(2) プランにおける下水道事業の位置づけ

重点戦略1「秋田の未来につながるふるさと定着回帰戦略」において、県・市町村間の協働推進が掲げられています。下水道事業については、平成28年度に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」の施策を推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域共同化に取り組んでまいります。

また、基本政策『4つの分野』の「3 安全・安心な生活環境の確保」の中に、公共用水域の水質保全に不可欠な下水道など生活排水処理施設の整備と、人口減少下における行政サービスの水準の維持に向けた施設の集約・再編を位置づけています。



2. あきた循環のみず推進計画(広域共同化)

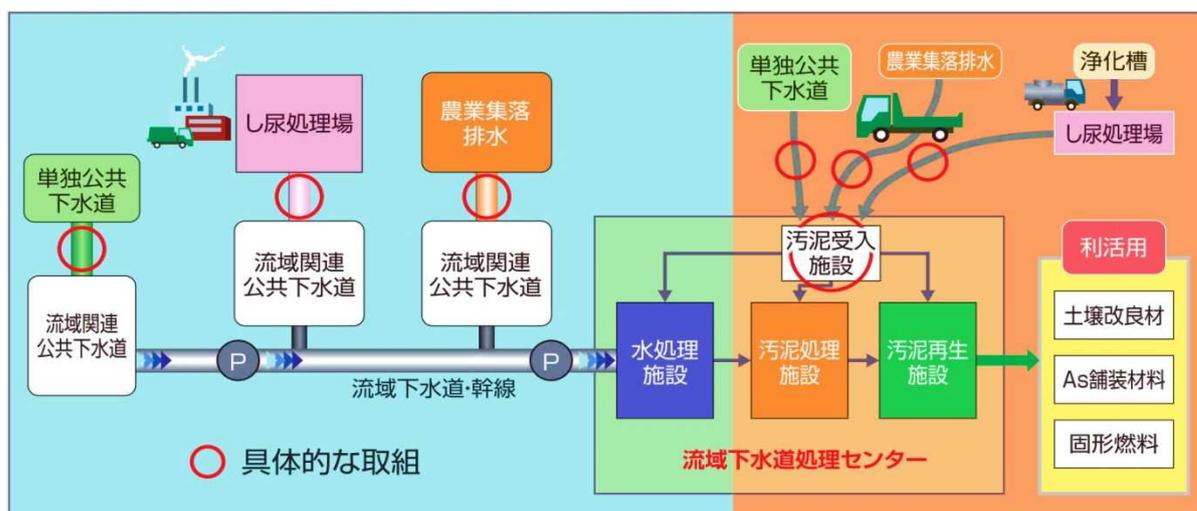
(1) 概要

人口減少や少子高齢化の急速な進行、ひっ迫する地方財政等の環境の変化から、県内の生活排水処理事業者単独での事業運営は困難となる事が見込まれたことから、経営基盤の強化とサービスの継続的な提供を目的とし、県と市町村が共有する施策を図る行動計画として「あきた循環のみず推進計画」(H24)を策定しました。

現在は、「生活排水処理の広域共同化」をより効果的に行うため、H28に見直し策定した「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」に基づき推進中です。

(2) 広域共同化の取組

1) 広域共同化のイメージ(流域下水道処理施設を核とした広域共同化)



2) これまでの取組

- H22** 秋田県生活排水処理事業連絡協議会(県、全市町村)を設置し広域共同化について協議
- H24** 「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表
- H28** 「あきた循環のみず推進計画2016 秋田県生活排水処理構想(第4期構想)」を策定し公表

R2年度は、農集排4地区、公共下水道1箇所を広域共同化済み(流域下水道へ接続)

3) これからの取組

- 県南地区広域汚泥資源化事業(供用目標 R7)
流域下水道処理場内に汚泥資源化施設を設置し、県南地区の流域下水道終末処理場、公共下水道終末処理場及びし尿処理場から発生する汚泥を集約処理(対象4市2町)
- 管路包括管理(目標 R4~)
流域下水道臨海処理区において、流域幹線と流域関連市町村管渠を県と市町村と共同で包括管理する業務委託の実施を目指す

3. 汚水処理整備状況

(1) 秋田県の生活排水処理整備

1) 生活排水処理構想 (第4期)

① 市町村別 全体フレーム 令和17年 (整備手法別 処理人口・処理区数)

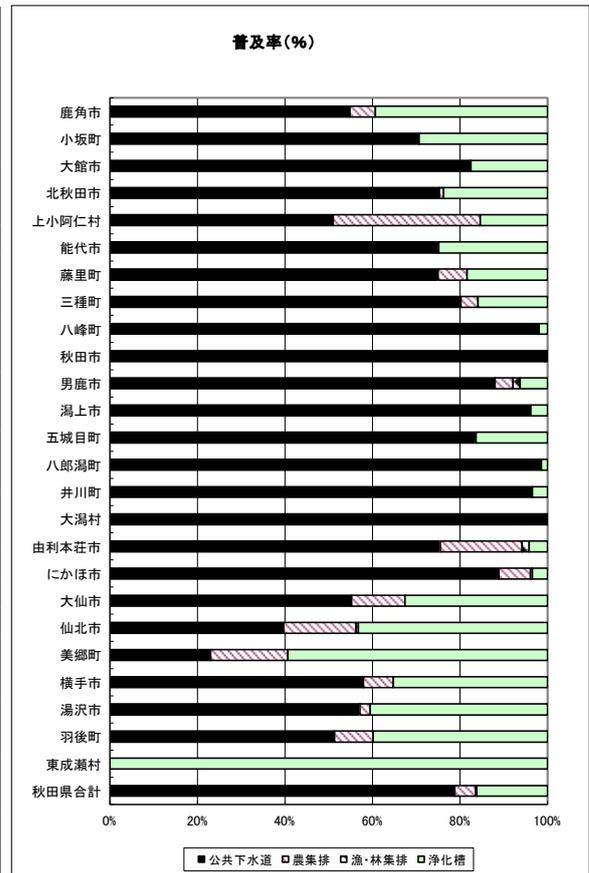
左欄: 処理区数 (箇所)
右欄: 処理人口 (人)

地区名	集合処理施設											集合処理小計	個別処理施設				合計							
	市町村名	公共下水道					集落排水他						合併処理浄化槽 (個人設置)	特定地域生活排水 処理事業	個別排水 処理施設 整備事業	小計								
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農業集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計															
		公共	特環																					
鹿角市	1	200	0	0	1	12,460	2	12,660	3	1,340	0	0	0	0	0	3	1,340	5	14,000	9,090	0	0	9,090	23,080
小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	1,000	0	0	1,000	3,410
大館市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	0	1	130	2	45,850	7,740	1,450	550	9,740	55,590	
北秋田市	3	15,070	1	820	0	4	15,890	2	200	0	0	0	0	2	200	6	16,090	4,290	720	0	0	5,010	21,100	
上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	0	1,430	
能代市	1	28,750	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	7,760	0	0	9,560	38,460	
藤里町	0	0	1	1,590	0	1	1,590	1	140	0	0	0	0	1	140	2	1,730	130	260	0	0	390	2,110	
三種町	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	0	1,800	11,310	
八峰町	0	0	1	4,670	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	1	4,670	0	4,670	30	60	0	0	90	4,760	
秋田市	0	0	1	40	1	251,130	2	251,170	3	940	0	0	0	3	940	5	252,110	0	930	70	1,000	1,000	253,100	
男鹿市	0	0	0	0	1	16,480	1	16,480	1	780	2	300	0	3	1,080	4	17,560	1,000	170	0	0	1,170	18,730	
潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	780	210	0	0	990	25,600	
五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	1	4,820	0	4,820	940	0	0	0	940	5,760	
八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	1	4,870	0	4,870	70	0	0	0	70	4,940	
井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	110	0	20	0	130	3,730	
大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	1	3,210	0	3,210	0	0	0	0	0	3,210	
由利本荘市	2	36,840	3	9,400	0	5	46,240	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	58,690	2,280	270	10	2,560	61,250		
にかほ市	1	19,450	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760	21,880		
大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	12	7,360	17	40,760	17,400	970	1,330	19,700	60,480		
仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	6,160	30	8,080	18,680	
美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	0	8,690	14,650	
横手市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	21,950	1,280	1,060	24,290	69,000	
湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	5	18,080	1	730	0	0	0	0	1	730	6	18,810	9,400	3,440	0	0	12,840	31,650	
羽後町	0	0	1	5,470	0	1	5,470	1	940	0	0	0	0	1	940	2	6,410	4,250	0	0	0	4,250	10,660	
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,710	0	0	0	1,710	1,710	
合計	11	119,750	17	28,580	15	455,380	43	603,710	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	642,250	94,920	25,390	3,770	124,080	766,280	
構成比		15.6%	3.7%	59.4%		78.8%		4.8%		0.2%		0.0%		5.0%		83.8%		12.4%		3.3%		0.5%	16.2%	100.0%
市町村数合計		8		10		15		24		17		4		4		17		24		14		8	24	25

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

② 市町村別 全体フレーム普及率 令和17年

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	
1	鹿角市	54.9	5.8	0.0	39.4	100
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	29.3	100
3	大館市	82.2	0.2	0.0	17.5	100
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	23.7	100
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100
6	能代市	74.8	0.4	0.0	24.9	100
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	18.5	100
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100
10	秋田市	99.2	0.4	0.0	0.4	100
11	男鹿市	88.0	4.2	1.6	6.2	100
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	3.9	100
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.5	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	75.5	18.6	1.7	4.2	100
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	32.6	100
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	43.3	100
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100
22	横手市	58.0	6.8	0.1	35.2	100
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	40.6	100
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	39.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
	秋田県合計	78.8	4.8	0.2	16.2	100



③ 市町村別 令和17年目標 (整備手法別、処理人口・処理区数)

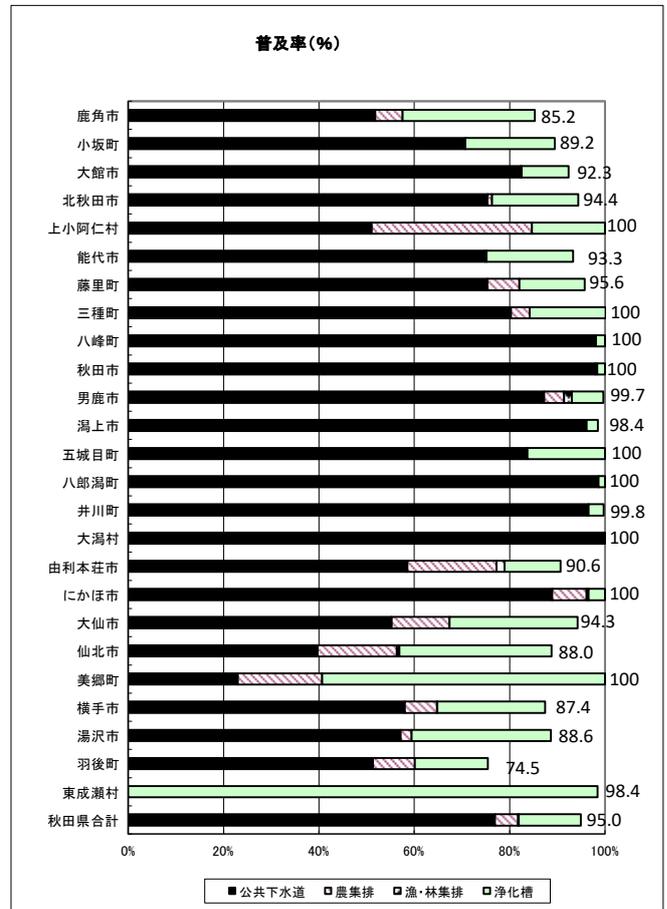
左欄：処理区数 (箇所)
右欄：処理人口 (人)

地区名	集合処理施設													個別処理施設					小計	合計					
	市町村名	公共下水道						集落排水他						小計	浄化槽 (個人設置)	特定地域 生活排水 処理事業	個別排水 処理施設 整備事業	集合処理 浄化槽 (全域計画区域内)							
		単独		流域関連 (公共・特環)	計	農業 集落排水	漁業・林業 集落排水	簡易・小規模 排水	計																
		公共	特環																						
鹿角市	1	200	0	0	1	11,740	2	11,940	3	1,340	0	0	0	3	1,340	5	13,280	5,680	0	0	5,680	720	6,400	19,680	
小坂町	0	0	1	80	1	2,330	2	2,410	0	0	0	0	0	0	0	2	2,410	640	0	0	640		640	3,050	
北秋田市	0	0	0	0	1	45,720	1	45,720	1	130	0	0	0	1	130	2	45,850	4,210	870	410	5,490		5,490	51,340	
北秋田市	3	15,070	1	820	0	0	4	15,890	2	200	0	0	0	2	200	6	16,090	3,470	350	0	3,820		3,820	19,910	
上小阿仁村	0	0	1	730	0	0	1	730	1	480	0	0	0	1	480	2	1,210	220	0	0	220		220	1,430	
能代市	1	28,750	0	0	0	0	1	28,750	1	150	0	0	0	1	150	2	28,900	1,800	5,170	0	6,970		6,970	35,870	
藤里町	0	0	1	1,590	0	0	1	1,590	1	140	0	0	0	1	140	2	1,730	30	260	0	290		290	2,020	
三種町	0	0	0	0	1	9,080	1	9,080	2	440	0	0	0	2	440	3	9,520	1,800	0	0	1,800		1,800	11,310	
八峰町	0	0	1	4,670	0	0	1	4,670	0	0	0	0	0	0	0	1	4,670	30	60	0	90		90	4,760	
秋田市	0	0	1	40	1	247,860	2	247,900	3	940	0	0	0	3	940	5	248,840	230	700	70	1,000	3,270	4,270	253,110	
男鹿市	0	0	0	0	1	16,340	1	16,340	1	780	2	300	0	3	1,080	4	17,420	930	170	0	1,100	140	1,240	18,660	
潟上市	0	0	0	0	1	24,610	1	24,610	0	0	0	0	0	0	0	1	24,610	380	210	0	590		590	25,200	
五城目町	0	0	0	0	1	4,820	1	4,820	0	0	0	0	0	0	0	1	4,820	940	0	0	940		940	5,760	
八郎潟町	0	0	0	0	1	4,870	1	4,870	0	0	0	0	0	0	0	1	4,870	70	0	0	70		70	4,940	
井川町	0	0	0	0	1	3,600	1	3,600	0	0	0	0	0	0	0	1	3,600	100	0	20	120		120	3,720	
大潟村	0	0	0	0	1	3,210	1	3,210	0	0	0	0	0	0	0	1	3,210	0	0	0	0		0	3,210	
由利本荘市	2	26,470	3	9,390	0	0	5	35,860	23	11,420	2	900	8	130	33	12,450	38	48,310	1,840	270	10	2,120	5,100	7,220	55,530
にかほ市	1	19,450	0	0	0	0	1	19,450	3	1,580	0	0	3	90	6	1,670	7	21,120	60	0	700	760		760	21,880
大仙市	1	1,660	3	2,740	1	29,000	5	33,400	12	7,360	0	0	0	12	7,360	17	40,760	13,940	970	1,330	16,240		16,240	57,000	
仙北市	1	2,740	0	0	1	4,680	2	7,420	5	3,090	2	90	1	10	8	3,190	10	10,610	1,890	3,920	30	5,840		5,840	16,450
美郷町	0	0	0	0	1	3,370	1	3,370	4	2,590	0	0	0	4	2,590	5	5,960	8,690	0	0	8,690		8,690	14,650	
平鹿市	0	0	0	0	1	40,020	1	40,020	5	4,660	1	30	1	20	7	4,710	8	44,730	13,270	1,280	1,060	15,610		15,610	60,340
湯沢市	1	15,040	4	3,040	0	0	5	18,080	1	730	0	0	0	1	730	6	18,810	5,800	3,440	0	9,240		9,240	28,050	
羽後町	0	0	1	5,470	0	0	1	5,470	1	940	0	0	0	1	940	2	6,410	1,630	0	0	1,630		1,630	8,040	
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,690	0	0	1,690		1,690	1,690	
合計	11	109,380	17	28,570	15	451,250	43	589,200	69	36,970	7	1,320	13	250	89	38,540	132	627,740	67,650	19,360	3,630	90,640	9,230	99,870	727,600

*平成28年度策定「秋田県生活排水処理構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

④ 市町村別 令和17年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共 下水道	農業集落 排水	漁・林業 集排他	合併処理 浄化槽	
1	鹿角市	51.7	5.8	0.0	27.7	85.2
2	小坂町	70.7	0.0	0.0	18.8	89.2
3	大館市	82.2	0.2	0.0	9.9	92.3
4	北秋田市	75.3	0.9	0.0	18.1	94.4
5	上小阿仁村	51.0	33.6	0.0	15.4	100.0
6	能代市	74.8	0.4	0.0	18.1	93.3
7	藤里町	75.4	6.6	0.0	13.7	95.6
8	三種町	80.3	3.9	0.0	15.9	100.0
9	八峰町	98.1	0.0	0.0	1.9	100.0
10	秋田市	97.9	0.4	0.0	1.7	100.0
11	男鹿市	87.2	4.2	1.6	6.6	99.7
12	潟上市	96.1	0.0	0.0	2.3	98.4
13	五城目町	83.7	0.0	0.0	16.3	100.0
14	八郎潟町	98.6	0.0	0.0	1.4	100.0
15	井川町	96.5	0.0	0.0	3.2	99.8
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	58.5	18.6	1.7	11.8	90.6
18	にかほ市	88.9	7.2	0.4	3.5	100.0
19	大仙市	55.2	12.2	0.0	26.9	94.3
20	仙北市	39.7	16.5	0.5	31.3	88.0
21	美郷町	23.0	17.7	0.0	59.3	100.0
22	横手市	58.0	6.8	0.1	22.6	87.4
23	湯沢市	57.1	2.3	0.0	29.2	88.6
24	羽後町	51.3	8.8	0.0	15.3	74.5
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	98.4	98.4
	秋田県合計	76.9	4.8	0.2	13.0	95.0



2) 汚水処理人口普及率

① 令和2年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注) 本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

R3.3.31現在

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		R2までの整備手法					住民基本台帳人口 (人) (R3.3.31)	
	処理人口 (人)	普及率 (%)	公共下水道		集落排水等				合併								
											単	流	農	漁林	簡小		
秋田市	286,261	94.1	8,484	2.8	0	0.0	5,488	1.8	300,233	98.7	●	●	●			●	304,334
能代市	26,137	51.2	205	0.4	0	0.0	11,941	23.4	38,283	75.1	●		●			●	51,003
横手市	43,985	50.7	7,096	8.2	62	0.1	18,183	21.0	69,326	79.9	●	●	●	●	●	●	86,718
大館市	41,188	58.9	7,010	10.0	0	0.0	7,911	11.3	56,109	80.2		●	●			●	69,957
男鹿市	18,713	72.0	1,142	4.4	371	1.4	1,118	4.3	21,344	82.2		●	●	●		●	25,973
湯沢市	19,113	44.4	3,622	8.4	0	0.0	10,011	23.3	32,746	76.1	●		●			●	43,024
鹿角市	13,538	45.8	1,636	5.5	0	0.0	4,044	13.7	19,218	65.0	●	●	●			●	29,566
由利本荘市	35,293	47.3	20,636	27.7	1,476	2.0	10,663	14.3	68,068	91.3	●		●	●	●	●	74,575
潟上市	30,212	93.9	848	2.6	0	0.0	345	1.1	31,405	97.6		●	●			●	32,166
大仙市	37,933	48.3	15,590	19.8	0	0.0	13,563	17.3	67,086	85.3	●	●	●			●	78,603
北秋田市	16,270	53.2	5,489	18.0	0	0.0	3,854	12.6	25,613	83.8	●		●			●	30,565
にかほ市	16,183	68.4	6,367	26.9	93	0.4	800	3.4	23,443	99.1	●		●		●	●	23,664
仙北市	9,616	38.3	4,036	16.1	124	0.5	5,644	22.5	19,420	77.4	●	●	●	●	●	●	25,084
小坂町	3,559	73.4	0	0.0	0	0.0	734	15.1	4,293	88.5	●	●				●	4,852
上小阿仁村	883	40.6	976	44.9	0	0.0	259	11.9	2,118	97.5	●		●			●	2,173
藤里町	2,322	75.9	180	5.9	0	0.0	423	13.8	2,925	95.6	●		●			●	3,059
三種町	11,447	73.1	1,784	11.4	0	0.0	1,484	9.5	14,715	93.9		●	●			●	15,669
八峰町	4,690	69.0	1,168	17.2	660	9.7	100	1.5	6,618	97.4	●		●	●		●	6,796
五城目町	6,797	77.7	0	0.0	0	0.0	779	8.9	7,576	86.6		●	●			●	8,745
八郎潟町	5,491	98.7	0	0.0	0	0.0	16	0.3	5,507	99.0		●	●			●	5,562
井川町	4,414	96.9	0	0.0	0	0.0	131	2.9	4,545	99.8		●	●			●	4,554
大潟村	3,054	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3,054	100.0		●					3,054
美郷町	3,863	20.5	4,028	21.4	0	0.0	8,499	45.1	16,390	86.9		●	●			●	18,852
羽後町	6,316	44.5	2,278	16.0	0	0.0	2,326	16.4	10,920	76.9	●		●			●	14,197
東成瀬村	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2,117	85.3	2,117	85.3						●	2,483
市合計	594,442	67.9	82,161	9.4	2,126	0.2	93,565	10.7	772,294	88.2	● 供用済 ◎ 着手済 ○ 未着手					875,232	
町村計	52,836	58.7	10,414	11.6	660	0.7	16,868	18.7	80,778	89.8						89,996	
県合計	647,278	67.1	92,575	9.6	2,786	0.3	110,433	11.4	853,072	88.4						965,228	

(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

② 令和2年度末 秋田県汚水処理人口普及率

○ 令和2年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

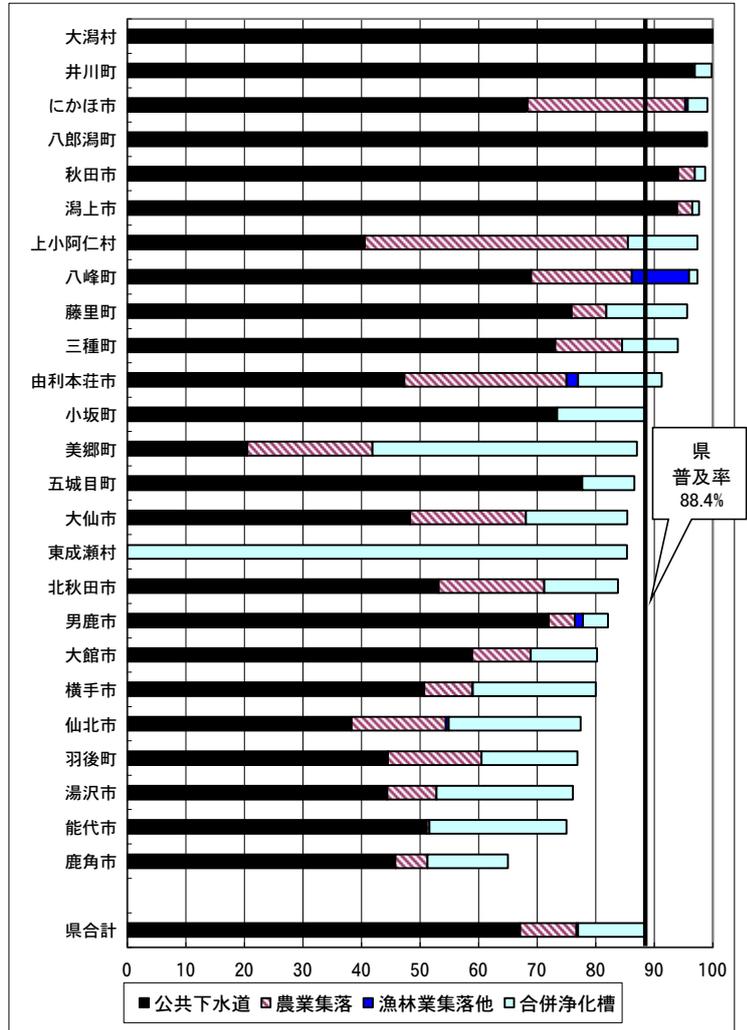
（単位：％）

順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁業集落他	合併浄化槽	合計	R17目標
1	大湯村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井川町	96.9	-	-	2.9	99.8	99.8
3	にかほ市	68.4	26.9	0.4	3.4	99.1	100.0
4	八郎潟町	98.7	-	-	0.3	99.0	100.0
5	秋田市	94.1	2.8	-	1.8	98.7	100.0
6	潟上市	93.9	2.6	-	1.1	97.6	98.4
7	上小阿仁村	40.6	44.9	-	11.9	97.5	100.0
8	八峰町	69.0	17.2	9.7	1.5	97.4	100.0
9	藤里町	75.9	5.9	-	13.8	95.6	95.6
10	三種町	73.1	11.4	-	9.5	93.9	100.0
11	由利本荘市	47.3	27.7	2.0	14.3	91.3	90.6
12	小坂町	73.4	-	-	15.1	88.5	100.0
13	美郷町	20.5	21.4	-	45.1	86.9	100.0
14	五城目町	77.7	-	-	8.9	86.6	100.0
15	大仙市	48.3	19.8	-	17.3	85.4	94.3
16	東成瀬村	-	-	-	85.3	85.3	98.4
17	北秋田市	53.2	18.0	-	12.6	83.8	94.4
18	男鹿市	72.0	4.4	1.4	4.3	82.2	99.7
19	大館市	58.9	10.0	-	11.3	80.2	92.3
20	横手市	50.7	8.2	0.1	21.0	79.9	87.4
21	仙北市	38.3	16.1	0.5	22.5	77.4	88.0
22	羽後町	44.5	16.0	-	16.4	76.9	74.5
23	湯沢市	44.4	8.4	-	23.3	76.1	88.6
24	能代市	51.2	0.4	-	23.4	75.1	93.3
25	鹿角市	45.8	5.5	-	13.7	65.0	85.2
	県合計	67.1	9.6	0.3	11.4	88.4	95.0

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

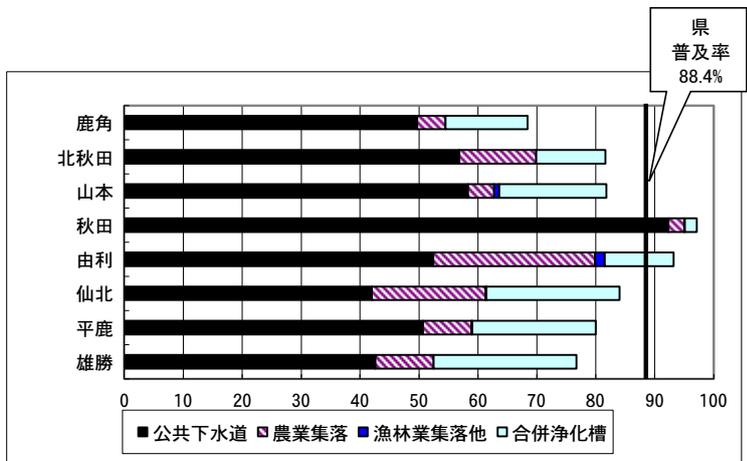
普及率グラフ



○ 地域振興局管内別普及率

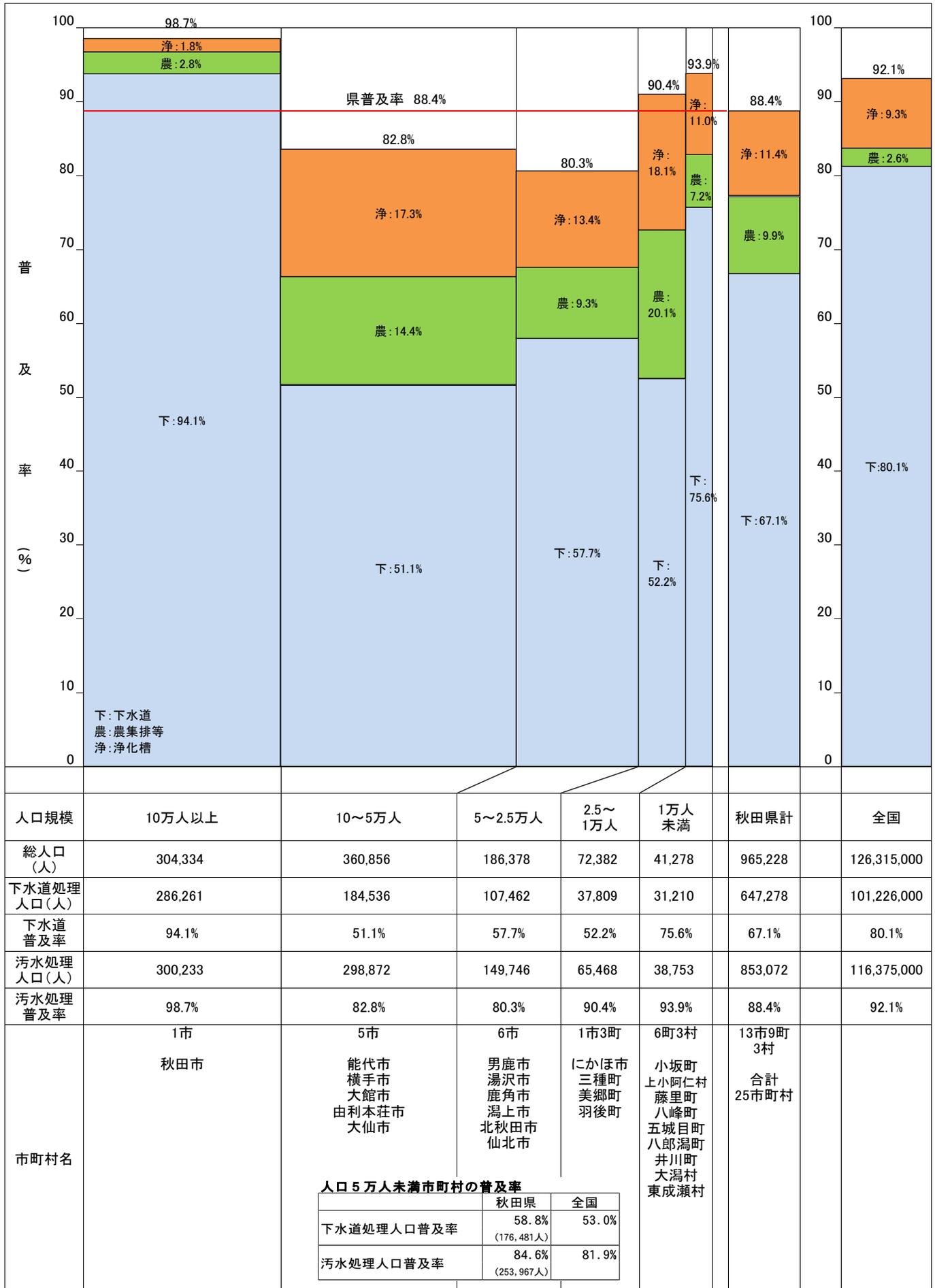
（単位：％）

振興局名	公共下水道	農業集落	漁業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	49.7	4.8	-	13.9	68.3
北秋田	56.8	13.1	-	11.7	81.6
山本	58.3	4.4	0.9	18.2	81.7
秋田	92.3	2.7	0.1	2.0	97.2
由利	52.4	27.5	1.6	11.7	93.2
仙北	42.0	19.3	0.1	22.6	84.0
平鹿	50.7	8.2	0.1	21.0	79.9
雄勝	42.6	9.9	-	24.2	76.7



- (注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
2 漁業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

③ 令和2年度末 市町村人口規模別普及状況

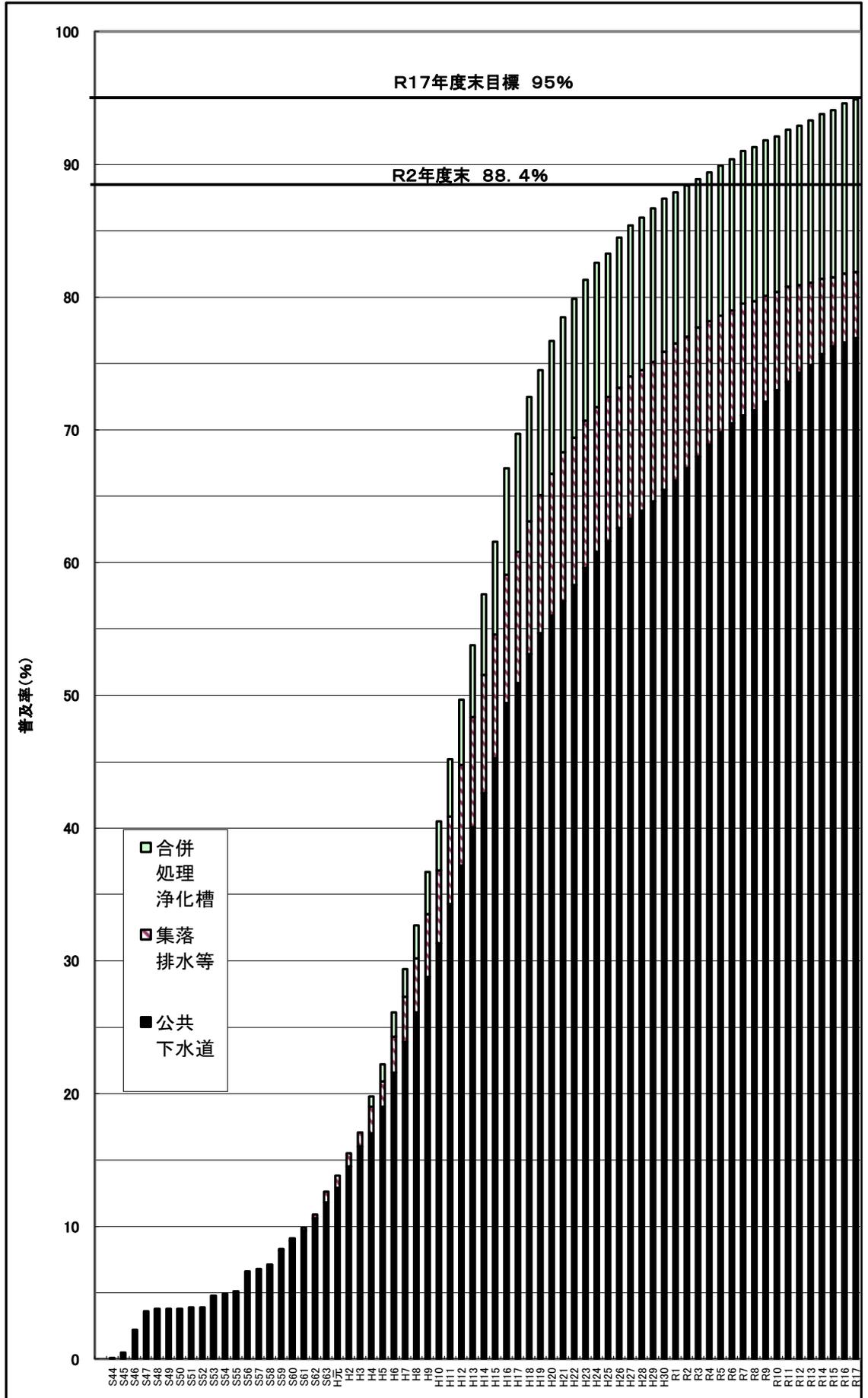


※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県においては調査不能な市町村を除いたデータである。

④ 汚水処理人口普及率推移グラフ

R3. 31現在

年 度	公共 下水道	集落 排水等	合併 処理 浄化槽	全体 普及率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	10.9	10.8	83.7
H26	62.6	10.6	11.3	84.5
H27	63.3	10.7	11.4	85.4
H28	63.9	10.6	11.5	86.1
H29	64.6	10.5	11.6	86.7
H30	65.5	10.4	11.5	87.4
R1	66.2	10.3	11.4	88.0
R2	67.1	9.9	11.4	88.4
R3	68.0	9.7	11.2	88.9
R4	68.9	9.3	11.2	89.4
R5	69.8	8.8	11.3	89.9
R6	70.5	8.5	11.4	90.4
R7	71.1	8.4	11.5	91.0
R8	71.5	8.2	11.6	91.3
R9	72.1	8.0	11.7	91.8
R10	73.0	7.4	11.7	92.1
R11	73.6	7.2	11.8	92.6
R12	74.3	6.6	12.0	92.9
R13	74.9	6.2	12.2	93.3
R14	75.7	5.7	12.4	93.8
R15	76.3	5.2	12.6	94.1
R16	76.6	5.2	12.8	94.6
R17	76.9	5.0	13.0	94.9



(注) 1. 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 普及率は、R2までは実績値、R3以降は整備構想における計画値を記載している。

⑤ 令和2年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）

R3.3.31 現在

No.	市町村名	公共下水道						農業集落排水						漁・林・簡易・小規模				集合処理施設 小計			合併処理浄化槽		生活排水処理施設合計				住民基本台帳人口(人) (R3.3.31)	普及率 順位	接続率 順位
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続		普及率 順位	水洗化率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続		普及率 順位	水洗化率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続						
				人口 (人)	率 (%)					人口 (人)	率 (%)					人口 (人)	率 (%)						人口 (人)	率 (%)	人口 (人)	率 (%)			
1	秋田市	286,261	94.1	257,711	90.0	4	8	8,484	2.8	8,169	96.3	17	3	0	-	0	-	294,745	265,880	90.2	5,488	1.8	300,233	98.7	271,368	90.4	304,334	5	8
2	能代市	26,137	51.2	23,259	89.0	15	9	205	0.4	205	100.0	19	1	0	-	0	-	26,342	23,464	89.1	11,941	23.4	38,283	75.1	35,405	92.5	51,003	24	6
3	横手市	43,985	50.7	33,163	75.4	16	14	7,096	8.2	5,715	80.5	13	11	62	0.1	61	98.4	51,143	38,939	76.1	18,183	21.0	69,326	79.9	57,122	82.4	86,718	20	15
4	大館市	41,188	58.9	33,297	80.8	13	11	7,010	10.0	5,777	82.4	11	9	0	-	0	-	48,198	39,074	81.1	7,911	11.3	56,109	80.2	46,985	83.7	69,957	19	13
5	男鹿市	18,713	72.0	13,875	74.1	10	15	1,142	4.4	964	84.4	16	8	371	1.4	339	91.4	20,226	15,178	75.0	1,118	4.3	21,344	82.2	16,296	76.3	25,973	18	21
6	湯沢市	19,113	44.4	12,873	67.4	21	21	3,622	8.4	2,270	62.7	12	17	0	-	0	-	22,735	15,143	66.6	10,011	23.3	32,746	76.1	25,154	76.8	43,024	23	20
7	鹿角市	13,538	45.8	8,493	62.7	19	23	1,636	5.5	1,214	74.2	15	15	0	-	0	-	15,174	9,707	64.0	4,044	13.7	19,218	65.0	13,751	71.6	29,566	25	23
8	由利本荘市	35,293	47.3	31,922	90.4	18	6	20,636	27.7	16,652	80.7	2	10	1,476	2.0	1,297	87.9	57,405	49,871	86.9	10,663	14.3	68,068	91.3	60,534	88.9	74,575	11	11
9	潟上市	30,212	93.9	27,242	90.2	5	7	848	2.6	674	79.5	18	12	0	-	0	-	31,060	27,916	89.9	345	1.1	31,405	97.6	28,261	90.0	32,166	6	10
10	大仙市	37,933	48.3	27,450	72.4	17	19	15,590	19.8	11,047	70.9	5	16	0	-	0	-	53,523	38,497	71.9	13,563	17.3	67,086	85.3	52,060	77.6	78,603	15	19
11	北秋田市	16,270	53.2	11,582	71.2	14	20	5,489	18.0	4,950	90.2	6	7	0	-	0	-	21,759	16,532	76.0	3,854	12.6	25,613	83.8	20,386	79.6	30,565	17	18
12	にかほ市	16,183	68.4	15,069	93.1	12	4	6,367	26.9	5,926	93.1	3	5	93	0.4	87	93.5	22,643	21,082	93.1	800	3.4	23,443	99.1	21,882	93.3	23,664	3	5
13	仙北市	9,616	38.3	6,982	72.6	23	18	4,036	16.1	3,077	76.2	8	14	124	0.5	93	75.0	13,776	10,152	73.7	5,644	22.5	19,420	77.4	15,796	81.3	25,084	21	17
14	小坂町	3,559	73.4	2,796	78.6	8	13	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,559	2,796	78.6	734	15.1	4,293	88.5	3,530	82.2	4,852	12	16
15	上小阿仁村	883	40.6	869	98.4	22	2	976	44.9	974	99.8	1	2	0	-	0	-	1,859	1,843	99.1	259	11.9	2,118	97.5	2,102	99.2	2,173	7	3
16	藤里町	2,322	75.9	1,993	85.8	7	10	180	5.9	166	92.2	14	6	0	-	0	-	2,502	2,159	86.3	423	13.8	2,925	95.6	2,582	88.3	3,059	9	12
17	三種町	11,447	73.1	8,483	74.1	9	15	1,784	11.4	1,051	58.9	10	19	0	-	0	-	13,231	9,534	72.1	1,484	9.5	14,715	93.9	11,018	74.9	15,669	10	22
18	八峰町	4,690	69.0	3,445	73.5	11	17	1,168	17.2	720	61.6	7	18	660	9.7	442	67.0	6,518	4,607	70.7	100	1.5	6,618	97.4	4,707	71.1	6,796	8	24
19	五城目町	6,797	77.7	5,485	80.7	6	12	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	6,797	5,485	80.7	779	8.9	7,576	86.6	6,264	82.7	8,745	14	14
20	八郎潟町	5,491	98.7	5,044	91.9	2	5	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	5,491	5,044	91.9	16	0.3	5,507	99.0	5,060	91.9	5,562	4	7
21	井川町	4,414	96.9	4,234	95.9	3	3	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	4,414	4,234	95.9	131	2.9	4,545	99.8	4,365	96.0	4,554	2	4
22	大湯村	3,054	100.0	3,054	100.0	1	1	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,054	3,054	100.0	0	-	3,054	100.0	3,054	100.0	3,054	1	1
23	美郷町	3,863	20.5	2,470	63.9	24	22	4,028	21.4	3,842	95.4	4	4	0	-	0	-	7,891	6,312	80.0	8,499	45.1	16,390	86.9	14,811	90.4	18,852	13	8
24	羽後町	6,316	44.5	3,510	55.6	20	24	2,278	16.0	1,794	78.8	9	13	0	-	0	-	8,594	5,304	61.7	2,326	16.4	10,920	76.9	7,630	69.9	14,197	22	25
25	東成瀬村	0	-	0	-	25	25	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	0	0	-	2,117	85.3	2,117	85.3	2,117	100.0	2,483	15	1
	県 合計	647,278	67.1	544,301	84.1			92,575	9.6	75,187	81.2			2,786	0.3	2,319	83.2	742,639	621,807	83.7	110,433	11.4	853,072	88.4	732,240	85.8	965,228		

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

(2) 秋田県の下水道

1) 下水道のあゆみ

R3.3.31

年度	公共下水道着手都市		流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場	普及率(%)	
	単独	流域関連				県	全国
昭7	◇秋田市(八橋)	1					
24	能代市	1					
44	▲大潟村	1		大潟村(単独)	大潟(H6廃止)	0	14
45				秋田市(単独)	八橋(R2廃止)	0	16
50			昭和町	臨海		4	23
51			◇秋田市			4	24
52						4	26
53			男鹿市,天王町			5	27
54	田沢湖町	1				5	28
55						5	30
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	大曲		7	31
57			飯田川町	横手	秋田市(流開)	1	32
58			横手市		秋田臨海(県流域)	1	33
59					能代市	1	34
60	岩城町	1			能代	9	36
61			八郎潟町	大館	昭和町,天王町,田沢湖町	1	37
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町			11	39
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,琴丘町	鹿角	大曲市,飯田川町	1	40
平成元	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町,平鹿町,十文字町,増田町,雄物川町	7	横手市,男鹿市	2	42
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3	八郎潟町,井川町	0	44
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1	本荘市,中仙町,小坂町(十和田湖)	3	45
4	仁賀保組合(仁賀保町,金浦町,象潟町)	3	仙北町	1	大館市,琴丘町,若美町	5	47
5	○西仙北町(刈和野),協和町	2	八竜町,▲大潟村	2	五城目町,河辺町,平鹿町	3	49
6	矢島町,大内町,○西仙北町(強首)	3			比内町,大潟村(流開),角館町,大雄村	3	51
7	八森町	1	○小坂町	1	鹿角市(流開),田代町,山本町,由利町,西目町	5	54
8	山内村,羽後町	2			湯沢市,八竜町,仙北町,十文字町	4	55
9	上小阿仁村,峰浜村	2			森吉町,協和町,雄物川町	3	56
10	合川町,阿仁町,藤里町,○皆瀬村(小安)	4			小坂町(流開),鷹巣町,仁賀保町,金浦町,象潟町,西仙北町,六郷町,増田町	7	58
11						34	60
12					大内町,矢島町,山内村	3	62
13			神岡町	1	上小阿仁村,八森町,皆瀬村	3	64
14	○皆瀬村(皆瀬)	1			沖田面(上小阿仁),八森,小安(皆瀬)	3	65
15	稲川町	1			藤里,阿仁	2	66
16	雄勝町	1			沢目(峰浜),西馬宮内(男後)	2	68
17	大仙市(旧南外),○鹿角市(旧鹿)	2			北秋田市(旧合川町)	1	69
18					大仙市(神岡町),湯沢市(旧稲川町)	2	71
19						55	72
20					湯沢市(旧雄勝町)	1	73
21					大仙市(旧南外村),鹿角市	2	74
22						58	75
23						60	76
24						61	76
25						62	77
26						63	78
27						63	78
28						64	78
29						65	79
30						66	79
令和元						66	79
2						67	80
計	31市町村	32市町村	5処理区	60市町村 未供用:なし	37処理区 (内、県施設5,市町村施設32)		
注) 本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)							
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> <p>○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷</p> <p>H16.11 美郷町:六郷町,千畑町,仙南村(3町)</p> <p>H17.1 秋田市:秋田市,雄和町,河辺町(1市2町)</p> <p>H17.3 男鹿市:男鹿市,若美町(1市1町)</p> <p>H17.3 湯沢市:湯沢市,稲川町,雄勝町,皆瀬村(1市2町1村)</p> <p>H17.3 大仙市:大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町(1市6町1村)</p> <p>H17.3 由利本荘市:本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町(1市7町)</p> <p>H17.3 北秋田市:鷹巣町,森吉町,合川町,阿仁町(4町)</p> <p>H17.3 湯上市:天王町,飯田川町,昭和町(3町)</p> <p>H17.6 大館市:大館市,比内町,田代町(1市2町)</p> <p>H17.9 仙北市:角館町,田沢湖町,西木村(2町1村)</p> <p>H17.10 にかほ市:仁賀保町,金浦町,象潟町(3町)</p> <p>H17.10 横手市:横手市,増田町,平鹿町,雄物川町,大森町,十文字町,山内村,大雄村(1市5町2村)</p> <p>H18.3 能代市:能代市,二ツ井町(1市1町)</p> <p>H18.3 三種町:琴丘町,山本町,八竜町(3町)</p> </div> <div style="width: 35%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市町村合併前(H16.4.1現在) 県全体69市町村中 下水道計画有り 60市町村</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>市町村合併後(H18.4.1現在) 県全体25市町村中 下水道計画有り ※24市町村 24市町村全部が着手・供用済</p> </div> </div>							
備考	◇印市町村:複数処理区の単独に加え、流開も実施 ・対象市町村:秋田市			◎印市町村:複数処理区の単独を実施 ・対象市町村:西仙北町、皆瀬村			
	○印市町村:単独に加え、流開も実施 ・対象市町村:鹿角市・小坂町(ただし、十和田湖は県事業)			▲大潟村:H6年に単独から流域関連に変更			
	※下水道計画がない市町村:二ツ井町、東由利町、鳥海町、西木村、太田町、千畑町、仙南村、大森町、東成瀬村(9町村)						

2) 流域下水道の状況

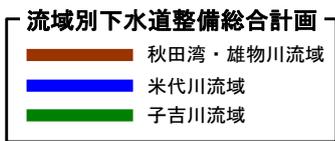
① 流域下水道事業の実施状況



【流域下水道とは】

2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。



流域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経 緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12	H32
	第4回変更	H28	—	R1.11.1	H27	R27
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
	第2回変更	H25	H27.5.12	H28.3.31	H22	H52
子吉川	当初	S50	S61.3.26	S63.5.30	S49	H7
	第1回変更	H1	H9.12.18	H11.2.26	S63	H22

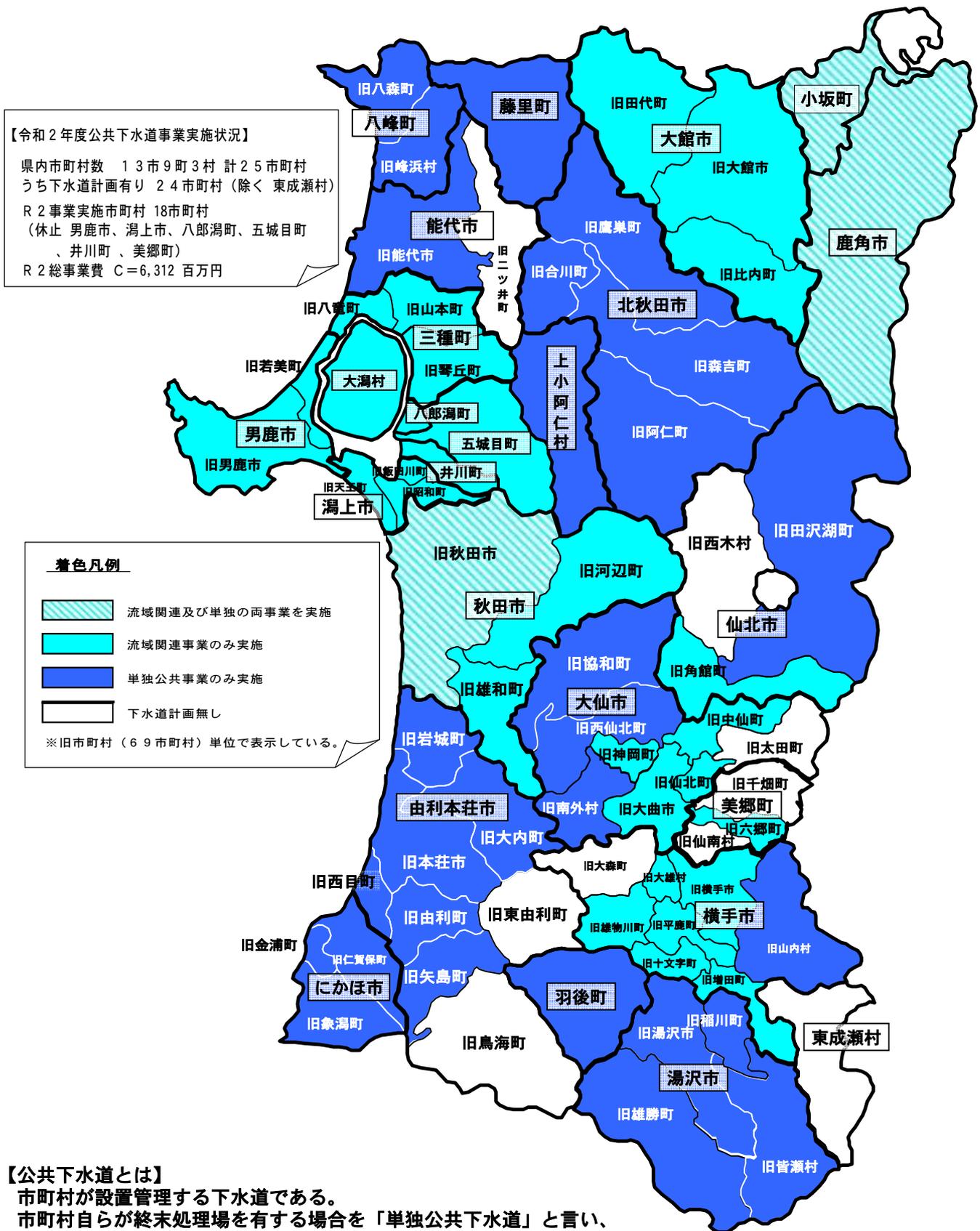
※子吉川流域は、市町村合併により、由利本荘市が1市となったことから更新不要。

② 流域下水道事業の概要(R2末)

流域下水道名		秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計	米代川流域下水道		米代川計	秋田県計
処理区名		臨海	大曲	横手		大館	鹿角		
下水道事業計画届出年月日	当初 最終(最新)	昭和51年2月26日 令和2年11月19日	昭和57年3月18日 平成30年11月5日	昭和58年2月23日 令和3年6月21日		昭和61年12月22日 令和2年6月1日	昭和63年12月8日 令和2年11月19日		
下水道事業年次	着手(~R2経年) 事業計画期間	昭和50年(47) 令和7年	昭和56年(41) 令和7年	昭和57年(40) 令和7年		昭和61年(36) 令和7年	昭和63年(34) 令和7年		
都市計画決定年月日	当初 最終(最新)	昭和50年10月25日 平成26年7月1日	昭和56年8月29日 平成30年10月12日	昭和57年11月20日 平成30年10月12日		昭和61年9月26日 平成30年10月12日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日		
都市計画事業年次	着手 事業施行期間	昭和51年2月26日 令和8年3月31日	昭和57年1月22日 令和8年3月31日	昭和58年3月17日 令和8年3月31日		昭和62年2月6日 令和8年3月31日	昭和63年12月8日 令和8年3月31日		
処理開始年月		昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日		平成4年4月1日	平成7年4月1日		
流域関連市町村 うち供用開始済み		3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市 1市	1市1町 1市1町	2市1町 2市1町	8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積	ha	12,869	2,277	2,078	17,224	2,431	848	3,279	20,503
整備済面積		10,219	1,780	1,916	13,915	1,577	696	2,273	16,188
整備率	%	79	78	92	81	65	82	69	79
全体計画処理人口	千人	276.7	31.8	33.5	342.0	38.7	9.3	48.0	390.0
整備済人口		365.4	42.0	42.5	449.9	41.2	16.8	58.0	507.9
整備率	%	132	132	127	132	106	181	121	130
計画区域内人口	千人	373.1	42.6	43.7	459.4	52.6	18.1	70.7	530.1
処理区域内人口		365.4	42.0	42.5	449.9	41.2	16.8	58.0	507.9
整備率	%	98	99	97	98	78	93	82	96
全体計画処理能力(日最大)	千m3/日	131.0	18.0	24.6	173.6	20.0	4.9	24.9	198.5
事業計画処理能力		163.0	18.0	24.6	205.6	18.0	6.5	24.5	230.1
現在処理能力		143.0	16.2	24.6	183.8	15.0	8.2	23.2	207.0
整備率	%	109	90	100	106	75	167	93	104
全体計画処理水量(日平均)	千m3/日	108.7	11.8	13.5	134.0	16.6	4.1	20.7	154.7
実流入水量		104.8	10.0	11.7	126.5	9.2	3.7	12.9	139.4
整備率	%	96	85	86	94	56	90	62	90
幹線管渠延長	km	127.2	42.2	45.1	214.5	29.2	25.9	55.1	269.6
整備済み延長		127.2	42.2	45.1	214.5	29.2	25.9	55.1	269.6
整備率	%	100	100	100	100	100	100	100	100
複線(2条管)区間延長	km	54.8	6.4	12.0	73.2	11.1	2.9	14.0	87.2
整備済み延長		38.2	5.8	6.3	50.3	5.2	1.9	7.1	57.4
整備率	%	70	91	53	69	47	66	51	66
管渠(全体延長)整備率	%	91	99	90	92	85	97	90	92
中継ポンプ場数(MP含まず)	箇所	15	2	5	22	4	1	5	27
稼働中施設数		14	2	5	21	4	1	5	26
うち暫定施設数		1	0	0	1	0	0	0	1

3) 公共下水道の状況

① 公共下水道事業の実施状況 (令和2年度)



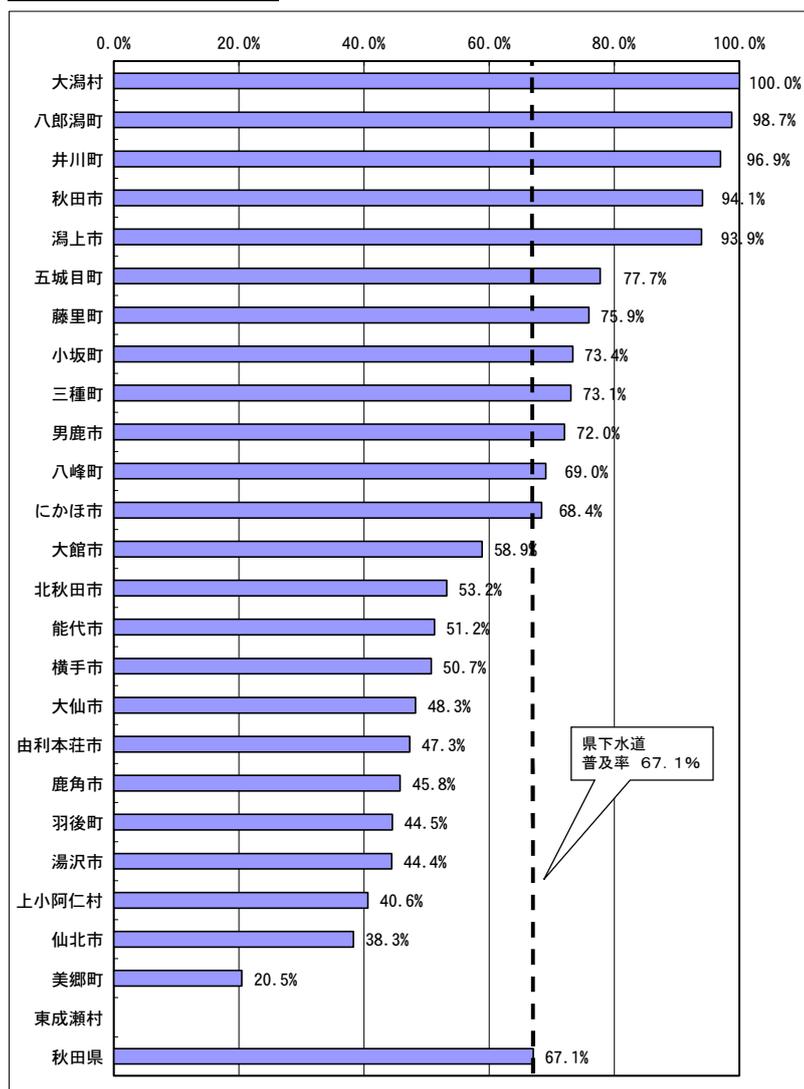
【公共下水道とは】
市町村が設置管理する下水道である。
市町村自らが終末処理場を有する場合を「単独公共下水道」と言い、
終末処理場を持たず、県の流域下水道に接続する場合は「流域関連公共下水道」と言う。

② 令和2年度末 下水道処理人口普及率

(令和3年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R2末普及率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,054	3,054	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	5,562	5,491	98.7%	S61	H2.10
3	井川町	4,554	4,414	96.9%	S62	H2.4
4	秋田市	304,334	286,261	94.1%	S7	S45.4
5	潟上市	32,166	30,212	93.9%	S50	S61.4
6	五城目町	8,745	6,797	77.7%	H1	H5.10
7	藤里町	3,059	2,322	75.9%	H10	H15.3
8	小坂町	4,852	3,559	73.4%	S56	H3.4
9	三種町	15,669	11,447	73.1%	S63	H4.5
10	男鹿市	25,973	18,713	72.0%	S53	H1.4
11	八峰町	6,796	4,690	69.0%	H7	H14.3
12	にかほ市	23,664	16,183	68.4%	H4	H10.4
13	大館市	69,957	41,188	58.9%	S62	H4.4
14	北秋田市	30,565	16,270	53.2%	H2	H9.4
15	能代市	51,003	26,137	51.2%	S24	S59.10
16	横手市	86,718	43,985	50.7%	S58	H1.4
17	大仙市	78,603	37,933	48.3%	S56	S63.4
18	由利本荘市	74,575	35,293	47.3%	S56	H3.4
19	鹿角市	29,566	13,538	45.8%	S63	H7.4
20	羽後町	14,197	6,316	44.5%	H8	H16.3
21	湯沢市	43,024	19,113	44.4%	H3	H8.4
22	上小阿仁村	2,173	883	40.6%	H9	H13.8
23	仙北市	25,084	9,616	38.3%	S54	S61.6
24	美郷町	18,852	3,863	20.5%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,483				
	秋田県計	965,228	647,278	67.1%		

普及率グラフ

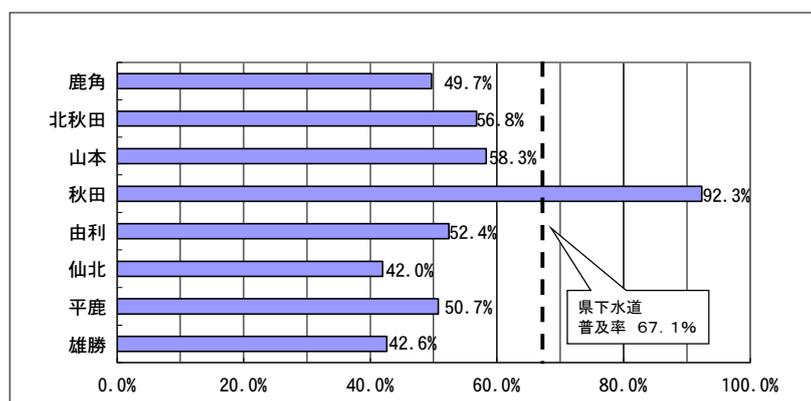


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R2末普及率
鹿角	34,418	17,097	49.7%
北秋田	102,695	58,341	56.8%
山本	76,527	44,596	58.3%
秋田	384,388	354,942	92.3%
由利	98,239	51,476	52.4%
仙北	122,539	51,412	42.0%
平鹿	86,718	43,985	50.7%
雄勝	59,704	25,429	42.6%
県計	965,228	647,278	67.1%

地域振興局別 普及率グラフ



③ 令和2年度末 下水道整備率

(令和3年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,054	3,054	3,054	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	4,554	4,414	4,414	100.0%	S62	H2.4
3	上小阿仁村	2,173	883	883	100.0%	H9	H13.8
4	八峰町	6,796	4,690	4,690	100.0%	H7	H14.3
5	藤里町	3,059	2,322	2,322	100.0%	H10	H15.3
6	三種町	15,669	11,447	11,447	100.0%	S63	H4.5
7	由利本荘市	74,575	35,293	35,293	100.0%	S56	H3.4
8	美郷町	18,852	3,863	3,863	100.0%	H3	H10.4
9	羽後町	14,197	6,316	6,316	100.0%	H8	H16.3
10	八郎潟町	5,562	5,506	5,491	99.7%	S61	H2.10
11	大仙市	78,603	38,078	37,933	99.6%	S56	S63.4
12	にかほ市	23,664	16,254	16,183	99.6%	H4	H10.4
13	男鹿市	25,973	18,863	18,713	99.2%	S53	H1.4
14	潟上市	32,166	30,497	30,212	99.1%	S50	S61.4
15	秋田市	304,334	293,182	286,261	97.6%	S7	S45.4
16	横手市	86,718	45,118	43,985	97.5%	S58	H1.4
17	五城目町	8,745	7,067	6,797	96.2%	H1	H5.10
18	鹿角市	29,566	14,239	13,538	95.1%	S63	H7.4
19	仙北市	25,084	10,192	9,616	94.3%	S54	S61.6
20	北秋田市	30,565	18,105	16,270	89.9%	H2	H9.4
21	小坂町	4,852	4,123	3,559	86.3%	S56	H3.4
22	湯沢市	43,024	22,670	19,113	84.3%	H3	H8.4
23	大館市	69,957	52,584	41,188	78.3%	S62	H4.4
24	能代市	51,003	35,585	26,137	73.4%	S24	S59.10
25	東成瀬村	2,483					
	秋田県計	965,228	684,345	647,278	94.6%		

整備率グラフ

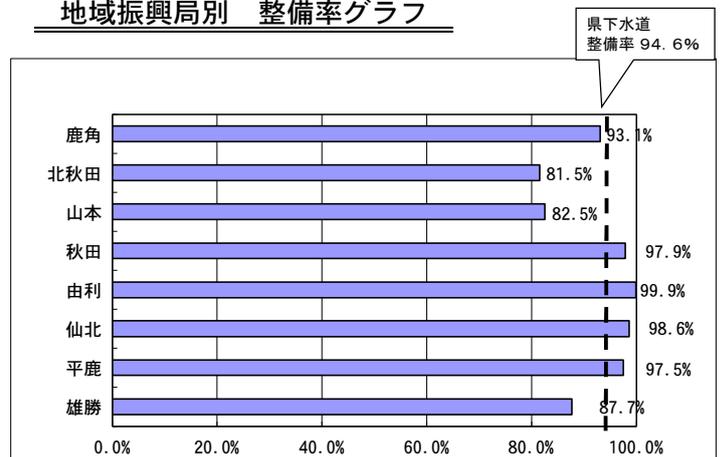


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域人口	処理区域内人口	R2末整備率
鹿角	18,362	17,097	93.1%
北秋田	71,572	58,341	81.5%
山本	54,044	44,596	82.5%
秋田	362,583	354,942	97.9%
由利	51,547	51,476	99.9%
仙北	52,133	51,412	98.6%
平鹿	45,118	43,985	97.5%
雄勝	28,986	25,429	87.7%
県計	684,345	647,278	94.6%

地域振興局別 整備率グラフ

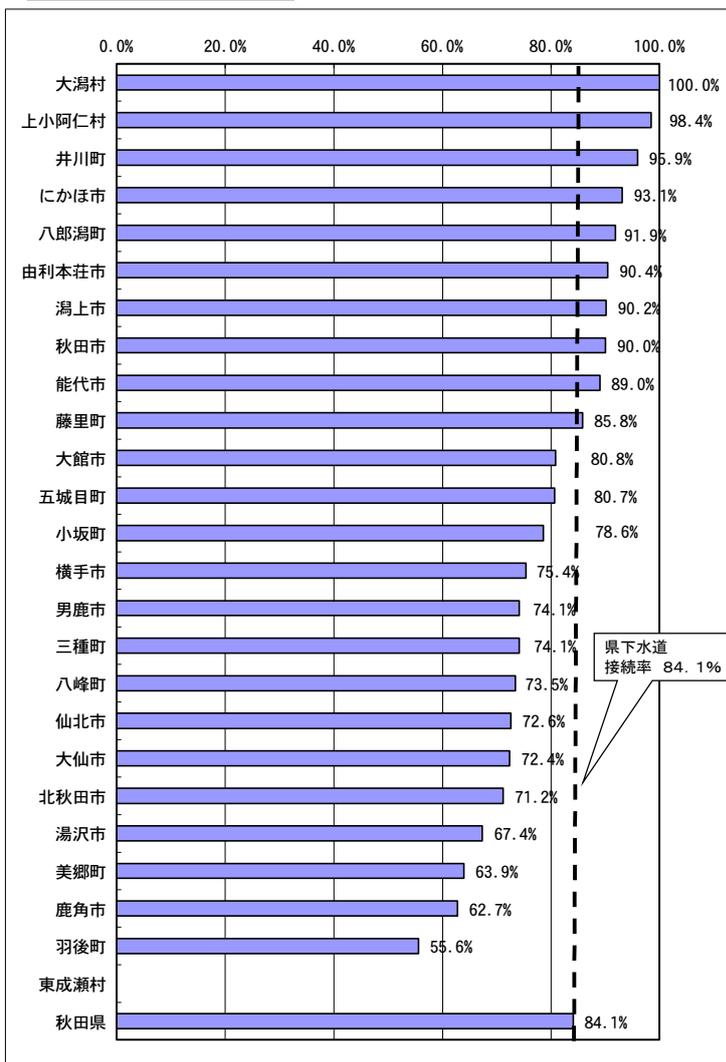


④ 令和2年度末 下水道接続率

(令和3年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続済人口	接続率	供用年度
1	大潟村	3,054	3,054	3,054	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	2,173	883	869	98.4%	H13.8
3	井川町	4,554	4,414	4,234	95.9%	H2.4
4	にかほ市	23,664	16,183	15,069	93.1%	H10.4
5	八郎潟町	5,562	5,491	5,044	91.9%	H2.10
6	由利本荘市	74,575	35,293	31,922	90.4%	H3.4
7	潟上市	32,166	30,212	27,242	90.2%	S61.4
8	秋田市	304,334	286,261	257,711	90.0%	S45.4
9	能代市	51,003	26,137	23,259	89.0%	S59.10
10	藤里町	3,059	2,322	1,993	85.8%	H15.3
11	大館市	69,957	41,188	33,297	80.8%	H4.4
12	五城目町	8,745	6,797	5,485	80.7%	H5.10
13	小坂町	4,852	3,559	2,796	78.6%	H3.4
14	横手市	86,718	43,985	33,163	75.4%	H1.4
15	男鹿市	25,973	18,713	13,875	74.1%	H1.4
15	三種町	15,669	11,447	8,483	74.1%	H4.5
17	八峰町	6,796	4,690	3,445	73.5%	H14.3
18	仙北市	25,084	9,616	6,982	72.6%	S61.6
19	大仙市	78,603	37,933	27,450	72.4%	S63.4
20	北秋田市	30,565	16,270	11,582	71.2%	H9.4
21	湯沢市	43,024	19,113	12,873	67.4%	H8.4
22	美郷町	18,852	3,863	2,470	63.9%	H10.4
23	鹿角市	29,566	13,538	8,493	62.7%	H7.4
24	羽後町	14,197	6,316	3,510	55.6%	H16.3
25	東成瀬村	2,483				
	秋田県計	965,228	647,278	544,301	84.1%	

接続率グラフ

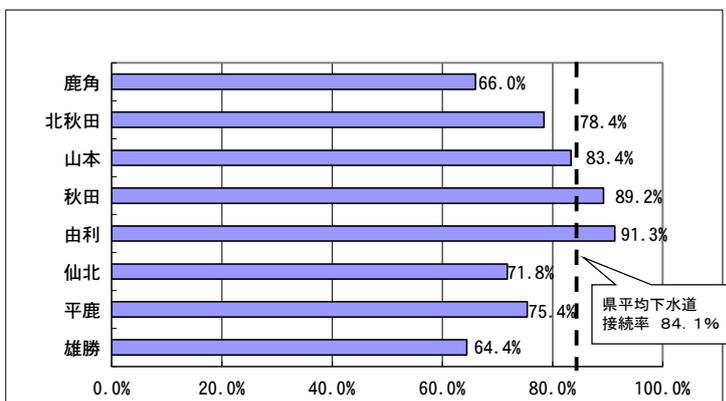


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

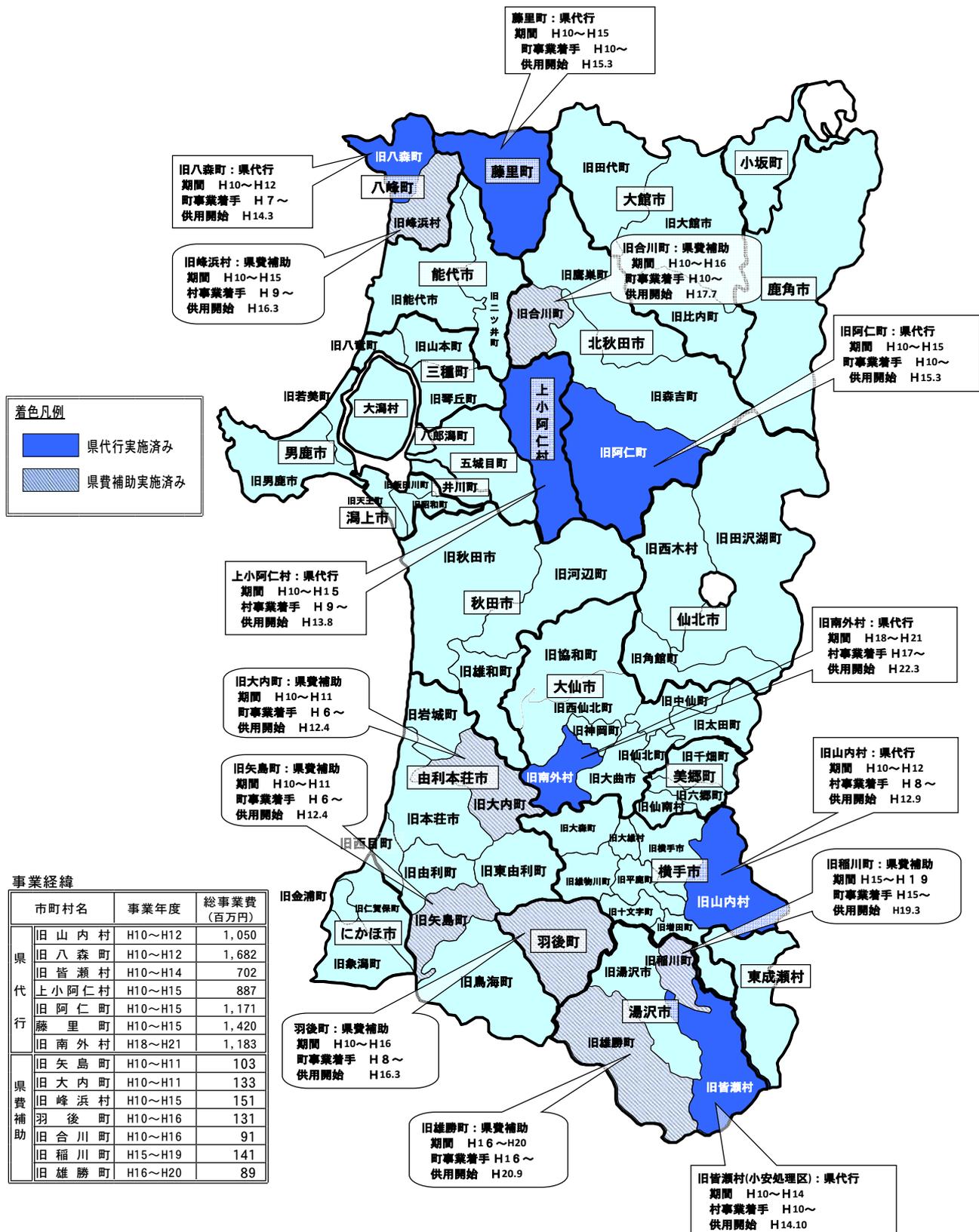
地域振興局別 下水道接続率

振興局名	処理区域内人口	接続済人口	R2末接続率
鹿角	17,097	11,289	66.0%
北秋田	58,341	45,748	78.4%
山本	44,596	37,180	83.4%
秋田	354,942	316,645	89.2%
由利	51,476	46,991	91.3%
仙北	51,412	36,902	71.8%
平鹿	43,985	33,163	75.4%
雄勝	25,429	16,383	64.4%
県計	647,278	544,301	84.1%

地域振興局別 接続率グラフ



⑤ 県代行・県費補助の実施状況



○公共下水道県代行事業（県代行）とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部（処理場、幹線管渠）を代行して整備する事業。財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

○公共下水道県費補助事業（県費補助）とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。
下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行事業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

⑥ 公共下水道事業の計画概要

公共下水道 整備量・整備率

令和3年3月31日現在

事業主体	処理区名	単独 流開 の別	旧市町村名	下水道法				都市計画法		供用 開始 年月日	排除 方式	全体計画			事業計画			令和2年度末整備量						
				事業計画年月日		完了年次		決定 年月日 ※	事業認可 年月日 (最新) ※			計画 面積 (ha) a	計画 人口 (人)	日最大 計画汚水量 (m³/日)	計画 面積 (ha) b	計画 人口 (人)	日最大 計画汚水量 (m³/日)	整備済み 面積 (ha) c	面積整備率(%)					
				当初	最新	事業 計画 年次	全体 計画 年次												全体 c/a	認可 c/b				
秋田市	八橋	単独	秋田市	S 7. 5. 18	(臨海処理 区)	R6	R7	H25. 2. 25	R3. 3. 26	S45. 4. 1	合流	※八橋、下浜南、羽川処理区と臨海処理区に統合	8,381.8	281,090	157,896	8,022.9	283,750	157,338	6,405.1	76.4	79.8			
			秋田市	S51. 4. 1				H30. 1. 17														S57. 4. 1		
	臨海	流開	河辺町	H 1. 7. 7	R3. 3. 25	R6	R7	H26. 7. 1	R3. 3. 26	H 5. 4. 1	H 4. 4. 1											分流		
			雄和町	S63. 10. 12				H26. 7. 1		H 4. 4. 1														
	下浜南	単独	秋田市	H 3. 8. 6	R3. 3. 25	R6	R7	H25. 2. 25	R3. 3. 26	H 4. 4. 1	H 4. 4. 1											分流		
羽川	単独	秋田市	S63. 8. 16	【特環】				【特環】		H 1. 4. 1														
太平山	単独	秋田市	H 1. 9. 18	H30. 11. 16	R7	R7	【特環】	【特環】	H 3. 8. 1	H 3. 8. 1	分流													
秋田市計												97.0	13,630	1,810	97.0	13,630	1,810	6,450.0	76.1	79.4				
能代市	能代	単独	能代市	S24. 4. 7	H30. 11. 16	R7	R22	H27. 1. 16	H30. 11. 16	S59. 10. 1	分流	1,761.7	26,000	17,389	1,166.3	26,900	17,599	900.1	51.1	77.2				
横手市	横手	流開	横手市	S58. 9. 14	H30. 11. 16	R7	R22	H30. 1. 12	H31. 2. 13	H 1. 4. 1	H 1. 4. 1	分流	2,076.4	33,400	16,251	2,076.4	42,200	19,947	1,916.3	92.3	92.3			
			増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1														
	平鹿町	H 1. 9. 5	H 5. 10. 1	H 9. 4. 1	H 8. 4. 1	H 6. 4. 1																		
	雄物川町	H 1. 9. 6	H 9. 4. 1																					
	十文字町	H 1. 10. 13	H 8. 4. 1	H 6. 4. 1	H 6. 4. 1	H 6. 4. 1																		
大雄村	H 2. 7. 19	H 6. 4. 1																						
相野々	単独	山内村	H 8. 7. 26	H30. 11. 16	R7	R22	H30. 1. 12	H31. 2. 13	H12. 9. 1	H12. 9. 1	分流	H30計画より横手処理区に統合												
横手市計												2,076.4	33,400.0	16,251	2,076.4	42,200.0	19,947	1,916.3	92.3	92.3				
大館市	大館	流開	大館市	S62. 11. 9	R2. 6. 30	R7	R22	R2. 5. 22	R2. 7. 28	H 4. 4. 1	H 6. 4. 1	分流	2,431.7	38,700	19,649	2,023.1	41,840	20,663	1,577.0	64.9	78.0			
			比内町	H 1. 7. 4				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1														
男鹿市	臨海	流開	男鹿市	S54. 2. 9	R2. 12. 9	R7	R27	R2. 10. 2	R2. 11. 27	H 1. 4. 1	H 4. 4. 1	分流	883.1	6,990	2,996	883.1	14,710	6,199	844.3	95.6	95.6			
			若美町	S63. 7. 12				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1														
湯沢市	湯沢	単独	湯沢市	H 3. 7. 17	R3. 3. 12	R7	R17	H30. 3. 12	R3. 3. 29	H 8. 4. 1	H 8. 4. 1	分流	1,004.0	15,770	7,947	604.1	13,920	7,064	513.5	51.1	85.0			
	大谷	単独	福川町	H14. 3. 27	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	H18. 3. 31	分流	H29計画より皆瀬処理区に統合											
	福川	単独	福川町	H15. 4. 11	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H19. 3. 31	H19. 3. 31	分流	86.9	1,810	796	86.9	2,210	972	86.9	100.0	100.0			
	院内	単独	雄勝町	H16. 4. 13	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H20. 9. 1	H20. 9. 1	分流	45.2	820	290	45.2	1,030	290	45.2	100.0	100.0			
	小安	単独	皆瀬村	H11. 1. 27	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H14. 10. 1	H14. 10. 1	分流	26.9	260	200	26.9	324	250	26.9	100.0	100.0			
	皆瀬	単独	皆瀬村	H14. 3. 27	H30. 3. 23	R7	H17	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	H18. 3. 31	分流	16.8	130	130	16.8	166	140	16.8	100.0	100.0			
	湯沢市計												1,179.8	18,790	9,363	779.9	17,650	8,716	689.3	58.4	88.4			
鹿角市	鹿角	流開	鹿角市	S63. 11. 28	R3. 3. 18	R7	R22	R3. 2. 2	R3. 3. 10	H 7. 4. 1	H 7. 4. 1	分流	616.8	7,590	4,157	586.5	9,930	5,320	540.7	87.7	92.2			
	湯瀬	単独	鹿角市	H17. 4. 12	R3. 3. 18	R7	R22	R3. 3. 10	R3. 3. 10	H22. 4. 1	H22. 4. 1	分流	20.0	160	458	20.0	210	664	14.4	71.9	71.9			
	鹿角市計											636.8	7,750	4,615	606.5	10,140	5,984	555.1	87.2	91.5				
由利本荘市	本荘	単独	本荘市	S57. 1. 6	R3. 2. 17	R7	R17	R2. 10. 6	R3. 2. 16	H 3. 4. 1	H 3. 4. 1	分流	862.5	24,160	9,977	862.5	26,920	11,006	752.4	87.2	87.2			
	西目	単独	西目町	S63. 12. 19				【特環】	【特環】	H 7. 9. 1	H 7. 9. 1	分流	H30計画より本荘処理区に統合											
	矢島	単独	矢島町	H 6. 12. 5				R2. 10. 6	R3. 2. 16	H12. 4. 1	H12. 4. 1	分流	278.0	2,200	898	278.0	3,060	1,213	180.5	64.9	64.9			
	道川	単独	岩城町	S60. 11. 26				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	H 4. 4. 1	分流	218.9	2,140	816	218.9	2,790	1,063	150.9	68.9	68.9			
	前郷	単独	由利町	S63. 12. 18				【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	H 7. 4. 1	分流	141.2	1,350	515	141.2	1,740	655	94.0	66.6	66.6			
岩谷	単独	大内町	H 6. 9. 21	【特環】	【特環】	H12. 3. 23	H12. 3. 23	分流	212.4	2,300	1,002	212.4	3,100	1,314	212.4	100.0	100.0							
由利本荘市計											1,713.0	32,150	13,208	1,713.0	37,610	15,251	1,390.2	81.2	81.2					
湯上市	臨海	流開	昭和町	S51. 3. 10	R 1. 8. 26	R7	R27	H31. 4. 17	R 1. 8. 29	S61. 4. 1	S63. 4. 1	S61. 4. 1	分流	1,542.6	21,400	9,569	1,454.6	28,010	12,206	1,248.6	80.9	85.8		
			飯田川町	S57. 12. 28																				
			天王町	S54. 2. 9																				
大仙市	大曲	流開	大曲市	S57. 3. 29	R3. 3. 25	R7	R27	R3. 3. 3	R3. 3. 30	S63. 4. 1	S63. 4. 1	S61. 4. 1	分流	1,661.5	25,100	11,329	1,418.2	30,770	13,681	1,333.2	80.2	94.0		
			神岡町	H13. 9. 4						H19. 3. 31														
			仙北町	H 4. 10. 16						【特環】													【特環】	H 8. 6. 1
			中仙町	S62. 10. 27						【特環】													【特環】	H 3. 10. 1
	刈野	単独	西仙北町	H 5. 12. 13	H30. 11. 16	R7	H27	H30. 12. 13	H30. 12. 13	H10. 4. 1	H10. 4. 1	分流	156.0	1,400	582	156.0	2,310	959	103.5	66.3				
	強首	単独	西仙北町	H 6. 12. 16	H30. 11. 16	R7	H27	【特環】	【特環】	H10. 4. 1	H10. 4. 1	分流	30.0	200	84	30.0	380	159	30.0	100.0	100.0			
	協和	単独	協和町	H 5. 9. 29	H30. 11. 16	R7	H27	【特環】	【特環】	H 9. 3. 31	H 9. 3. 31	分流	102.0	1,150	565	102.0	2,040	935	102.0	100.0	100.0			
南外	単独	南外村	H17. 5. 27	H30. 11. 16	R7	H27	【特環】	【特環】	H22. 3. 31	H22. 3. 31	分流	39.2	500	208	39.2	840	349	39.0	99.6	99.6				
大仙市計											1,988.7	28,350	12,768	1,745.4	36,340	16,083	1,607.7	80.8	92.1					
北秋田市	鷹巣	単独	鷹巣町	H 3. 8. 23	R3. 3. 5	R7	R17	R3. 2. 25	R3. 3. 23	H10. 4. 1	H10. 4. 1	分流	717.2	9,030	5,125	563.3	9,940	5,102	468.2	65.3	83.1			
	内沢	単独	森吉町	H 2. 11. 26	R3. 3. 5	R7	R17	R3. 2. 25	R3. 3. 23	H 9. 4. 1	H 9. 4. 1	分流	322.9	3,350	1,676	233.8	2,940	1,470	178.2	55.2	76.2			
	阿仁合	単独	阿仁町	H10. 6. 9	R3. 3. 5	R7	R17	【特環】	【特環】	H15. 3. 31	H15. 3. 31	分流	93.0	820	394	93.0	1,170	562	92.2	99.1	99.1			
	合川	単独	合川町	H10. 9. 2	R3. 3. 5	R7	R17	R3. 2. 25	R3. 3. 23	H17. 7. 1	H17. 7. 1	分流	241.2	2,720	1,400	98.0	1,470	757	94.3	39.1	96.2			
北秋田市計											1,374.3	15,920	8,595	988.1	15,520	7,891	832.9	60.6	84.3					
にかほ市	にかほ	単独	仁賀保町		H30. 8. 10	R5	R17	H22. 7. 23	H30. 10. 1	H10. 4. 1	H10. 4. 1	H10. 4. 1	分流	1,161.0	19,460	11,945	875.4	17,590	10,826	651.7	56.1	74.4		
			金浦町	H 5. 1. 29																				
仙北市	大曲	流開	角館町	S62. 11. 9	R3. 3. 18	R7	R27	H29. 3. 3	R3. 3. 30	H 6. 4. 15	H 6. 4. 15	分流	395.0	3,800	1,760	321.2	6,000	2,673	255.6	64.7	79.6			
			田沢湖	S55. 3. 6	R3. 3. 18	R7	R27	H29. 3. 3	R3. 3. 30	S61. 6. 1	S61. 6. 1	分流	348.1	2,430	1,775	321.8	3,360	2,197	263.8	75.8	82.0			
仙北市計												743.1	6,230	3,535	643.0	9,360	4,870	519.4	69.9	80.8				
小坂町	鹿角	流開	小坂町	H 7. 11. 8	R3. 3. 24	R7	R22	H24. 7. 21	H28. 3. 17	H10. 4. 1	H10. 4. 1	分流	230.8	1,720	690	184.6	2,820	1,107	154.8	67.1	83.9			
			十和田湖	単独	小坂町	S56. 10. 19	R3. 3. 24	R5	R7	【特環】	【特環】	H 3. 4. 1	H 3. 4. 1	分流	53.9	6,019	760	53.9	6,019	760	53.9	100.0	100.0	
小坂町計												284.7	7,739	1,450	238.5	8,839	1,867	208.7	73.3	87.5				
上小阿仁村	沖田面	単独	上小阿仁村	H 9. 5. 14	H30. 11. 16	R7	R22	【特環】	【特環】	H13. 8. 1	H13. 8. 1	分流	74.0	550	303	74.0	900	495	57.0	77.0	77.0			
	藤里町	単独	藤里町	H10. 6. 29	R3. 3. 24	R7	R17	【特環】	【特環】	H15. 3. 1	H15. 3. 1	分流	121.0	1,800	71									

4) 下水道終末処理場の概要

(令和3年3月31日現在)

市町村名	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	水処理能力(日最大)			流入水量		池数			水処理方式
					全体(m ³ /日)	認可(m ³ /日)	現有(m ³ /日)	日最大(m ³ /日)	日平均(m ³ /日)	全	認	現	
秋田県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨海	分流	S57.4	131,000	163,000	143,000	171,373	104,892	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大曲	分流	S63.4	18,000	18,000	16,200	20,608	9,993	4	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横手	分流	H1.4	24,600	24,600	24,600	23,199	11,683	3	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大館	分流	H4.4	20,000	18,000	15,000	13,139	9,154	4	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿角	分流	H7.4	8,200	8,200	8,200	6,786	3,710	2	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道計(5処理場)					201,800	231,800	207,000	235,105	139,432	19	18	14	
秋田市	八橋下水道終末処理場	八橋	合流	S45.4	62,000	62,000	62,000	-	-	13	13	13	標準活性汚泥法 ※R2年度ポンプ場化のため廃止
	羽川浄化センター	羽川	分流	H1.4	380	380	380	322	194	4	4	4	接触ばっ気法
	仁別浄化センター	太平山	分流	H3.8	2,300	2,300	1,150	510	245	4	4	2	OD法
能代市	能代終末処理場	能代	分流 (一部合流)	S59.10	17,700	17,700	17,700	39,148	12,317	3	3	3	標準活性汚泥法
横手市	山内浄化センター	相野々	分流	H12.9	-	-	780	757	404	4	3	3	土壌被覆型曝気接触酸化法 ※R5横手処理区に統合予定
湯沢市	湯沢浄化センター	湯沢	分流	H8.4	8,800	8,800	6,600	4,042	3,334	4	4	3	OD法
	小安浄化センター	小安	分流	H14.10	600	600	600	275	204	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆瀬	分流	H18.3	230	230	230	75	58	1	1	1	土壌被覆型接触酸化法
	稲川浄化センター	稲川	分流	H19.3	850	850	850	664	552	1	1	1	OD法
	院内浄化センター	院内	分流	H20.9	600	600	600	190	137	1	1	1	POD法
鹿角市	湯瀬浄化センター	湯瀬	分流	H22.4	800	400	340	38	20	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本荘	分流	H3.4	18,600	13,400	8,200	4,644	4,237	5	4	3	標準活性汚泥法
	西目浄化センター	西目	分流	H7.9	-	-	2,200	1,614	1,305	3	3	2	POD法 ※本荘処理区に統合予定
	矢島浄化センター	矢島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	1,165	619	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,831	994	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前郷	分流	H7.4	1,330	1,330	887	1,391	481	3	3	2	接触ばっ気法
	岩谷浄化センター	岩谷	分流	H12.3	2,300	2,300	1,600	1,681	922	3	3	2	OD法
大仙市	協和中央浄化センター	協和	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	760	545	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	853	519	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強首	分流	H10.4	380	380	380	236	99	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	259	88	1	1	1	POD法
北秋田市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H9.4	2,320	1,740	1,740	1,045	666	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹巣	分流	H10.4	5,200	5,200	3,720	4,394	3,317	5	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	326	250	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合川	分流	H17.7	1,100	1,100	1,100	951	460	4	4	4	土壌被覆型曝気接触酸化法
にかほ市	笹森クリーンセンター	にかほ	分流	H10.4	12,000	12,000	7,150	5,419	4,307	8	8	5	OD法
仙北市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	2,316	1,659	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13.8	800	800	800	486	229	1	1	1	POD法
藤里町	藤里浄化センター	藤里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	976	667	2	2	2	OD法
八峰町	八森浄化センター	八森	分流	H14.3	1,700	1,700	1,700	839	538	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	685	394	2	2	2	OD法
羽後町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,234	1,037	3	2	2	OD法
単独公共下水道計(32処理場)					159,320	151,740	138,087	79,126	40,798	104	100	86	
合計					361,120	383,540	345,087	314,231	180,230	123	118	100	

5) 下水汚泥の状況

令和2年度 年間実績

① 下水汚泥の処理処分状況

下水道管理者	処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備考	
		水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地		
秋田県	流域下水道	秋田臨海処理センター	38,263	140	38,263	4.4	22,098.1	80.8	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水(BP, SP)-焼却
		大曲処理センター	3,645	150	3,645	4.1	2,451.7	76.2	炭化	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水(SP)
		横手処理センター	4,265	110	4,265	3.3	3,295.2	76.9	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP)-炭化
		大館処理センター	3,341	207	3,341	4.2	2,604.8	78.5	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(RP)-炭化(大館T)
		鹿角処理センター	1,354	224	1,354	3.0	1,067.6	77.7	炭化	炭化製品	濃縮-脱水(BP, 遠)-炭化(大館T)
		特環公共	十和田湖水きらきらセンター(秋田県分)	62				18.9	83.0	コンポスト	県南環境保全センター(株)(青森県)
流域下水道 計		50,868 千m3				34,521.8 ton					
						脱水ケーキ					
						濃縮汚泥	0.0 m3				
秋田市	八橋終末処理場	4,671	188	4,671	1.9	1,173.2	73.3	熔融(ゴミ混焼)	秋田市総合環境センター	濃縮-脱水(RP) ※R2.9※7月7日焼化のため8月分まで	
	羽川浄化センター	72	235	72	4.0			※濃縮汚泥525m3	-	汚泥はR2.8月末まで八橋で一括処理 R2.9※7月7日焼化のため臨海処理センターで処理	
	仁別浄化センター	102	9	102	1.2	-	-	※汚泥発生なし	-	-	
能代市	能代終末処理場	4,495	139	4,495	3.0	1,105.4	78.7	炭化	炭化製品	濃縮-消化-脱水(SP)-炭化(大館T)	
横手市	山内浄化センター	148	170	148	5.3	525.0	97.8	焼却	横手市衛生センター	濃縮-焼却	
湯沢市	湯沢浄化センター	1,246	240	1,246	2.1	466.9	81.6	焼却	三菱マテリアル(株)	濃縮-脱水(遠)	
						377.9	81.6	コンポスト	岩手コンポスト(株)	濃縮-脱水(遠)	
	小安浄化センター	74	99	74	1.5	3.1	13.4	乾燥(肥料)	緑地還元	濃縮-脱水(SP)-乾燥	
	皆瀬浄化センター	21	220	21	3.2			※濃縮汚泥84m3		汚泥は小安で一括処理	
	稲川浄化センター	203	190	203	1.8	120.3	81.2	コンポスト	ジャパンスイクル(株)	脱水(SP)	
						10.1	81.2	焼却	三菱マテリアル(株)	脱水(SP)	
院内浄化センター	52	190	52	2.9	31.1	81.5	コンポスト	ジャパンスイクル(株)	脱水(SP)		
鹿角市	湯瀬浄化センター	7	78	7	2.4	2.9	82.5	炭化	炭化製品	脱水(多)-炭化(大館T)	
由利本荘市	水林浄化センター	1,583	208	1,583	7.7	1,138.8	77.8	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(BP)	
	矢島浄化センター	221	188	221	3.2	126.1	89.9	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)	
	道川浄化センター	357	163	357	9.8	210.4	83.7	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(多)	
	前郷浄化センター	175	153	175	11.5	667.0	98.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	岩谷浄化センター	336	192	336	3.0	2,610.0	98.4	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
	西目浄化センター	479	155	479	12.1	3,118.0	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)	
大仙市	刈和野浄化センター	203	178	189	1.4	16.3	11.4	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥	
	強首浄化センター	40	215	36	1.7	3.4	6.2	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多)-乾燥	
	協和中央浄化センター	198	182	170	1.7	18.4	84.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠)	
						150.0	84.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠)	
南外浄化センター	33	175	33	1.5	20.2	83.0	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(多)		
北秋田市	鷹巣浄化センター	1,211	190	1,211	11.2	804.8	83.5	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	米内沢浄化センター	243	156	243	2.7	169.8	83.7	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	阿仁合浄化センター	91	155	91	1.9	80.9	89.2	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
	合川浄化センター	168	189	168	3.3	68.8	84.3	焼却	北秋田市クリーンサイクルセンター	濃縮-脱水(遠)	
にかほ市	笹森クリーンセンター	1,572	142	1,572	1.8	890.0	82.1	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠)	
仙北市	田沢湖浄化センター	634	134	634	4.4	135.0	73.7	焼却	大曲仙北広域北部ごみ処理センター	脱水(BP)	
上小阿仁村	沖田面浄化センター	84	245	84	1.7	17.5	58.1	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠)-乾燥	
藤里町	藤里浄化センター	244	225	244	1.6	31.5	24.7	炭化	炭化製品	脱水(多)-乾燥 -炭化(大館T)	
八峰町	八森浄化センター	196	220	196	1.3	163.9	86.2	炭化	炭化製品	濃縮-脱水(遠) -炭化(大館T)	
	沢目浄化センター	144	275	144	2.3	147.8	88.6	炭化	炭化製品	濃縮-脱水(多) -炭化(大館T)	
羽後町	西馬音内浄化センター	387	255	387	2.5	301.4	80.1	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多)	
単独公共下水道 計		19,690 千m3				7,785.9 ton					
						濃縮汚泥	6,920.0 m3				
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)		70,558 千m3				42,307.7 ton					
						濃縮汚泥	6,920.0 m3				

② 下水汚泥の現状

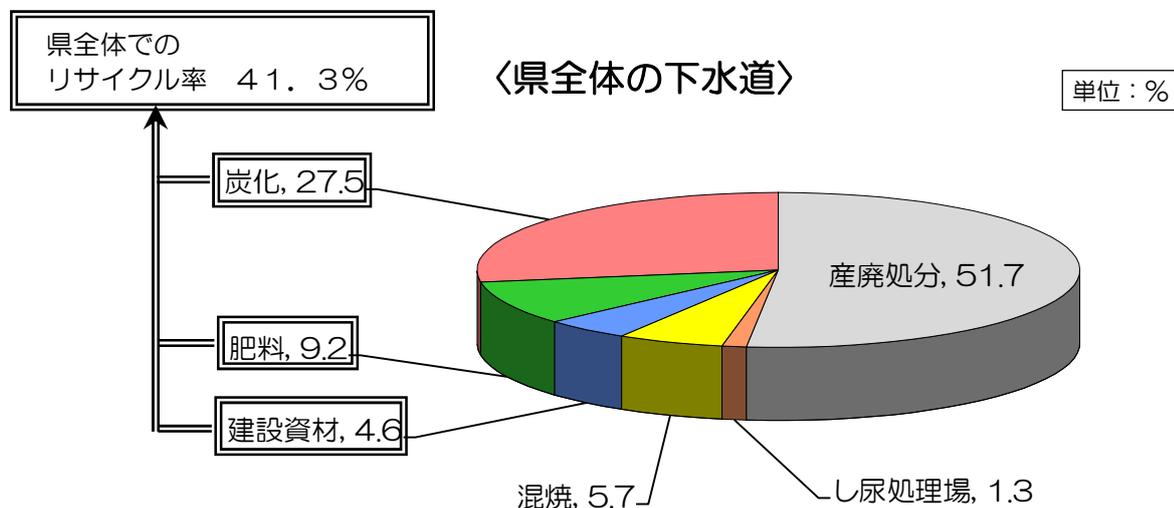
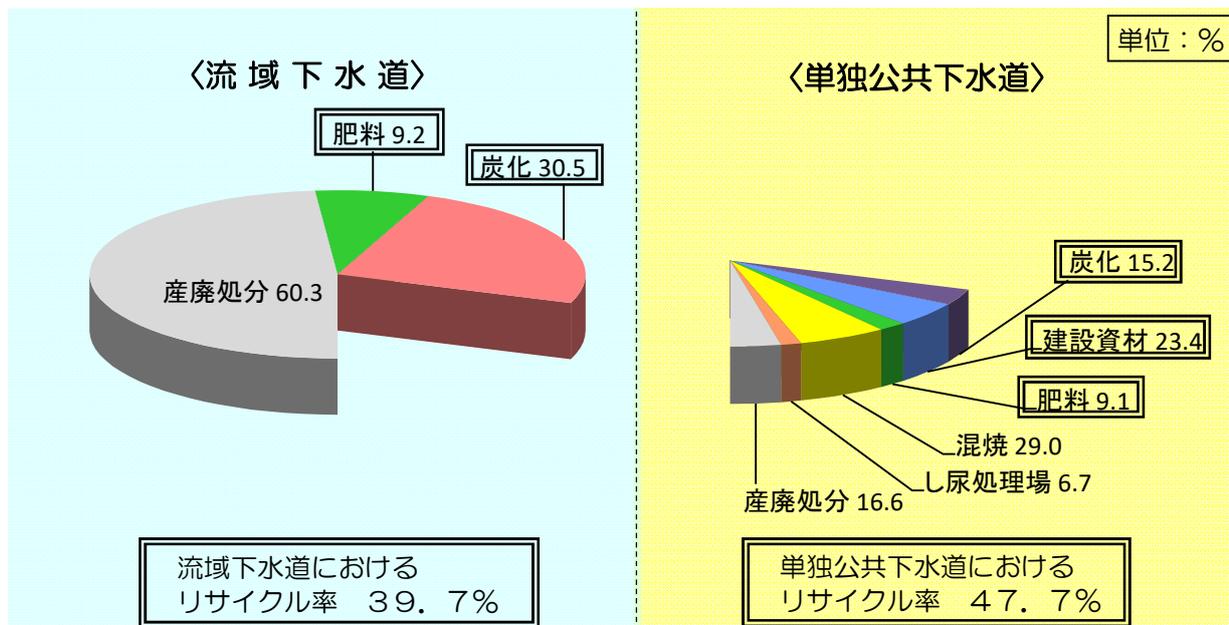
イ) 県内の発生状況（令和2年度実績）

49,228 WT-ton/年 ※8,739 DS-ton/年(100%)	
<流域下水道> 34,522 WT-ton/年 ※7,035 DS-ton/年 (80.5)%	<単独公共下水道> 14,706 WT-ton/年 ※1,704 DS-ton/年 (19.5)%

※WT-tonは、汚泥搬出時における実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonは、下水汚泥発生時における汚泥中の水分を控除した固形物量

ロ) 令和2年度汚泥処理処分状況（構成比率）



(3) 全国の汚水処理人口普及状況

(令和2年度末)

処 理 施 設 名	汚 水 処 理 人 口		普及率
公 共 下 水 道	10,123	万人	80.1%
農 業 集 落 排 水 施 設 等	321	"	2.5%
合 併 処 理 浄 化 槽	1,175	"	9.3%
浄化槽市町村整備推進事業等分	83	"	0.7%
浄化槽設置整備事業分	618	"	4.9%
上記以外分	474	"	3.8%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	19	"	0.1%
合 計	11,637	万人	92.1%
総 人 口 (住 民 基 本 台 帳 人 口)	12,631	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 令和2年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

1) 都道府県別普及状況 (%)

(令和2年度末)

都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理全体	うち公共下水道
北 海 道	95.9%	91.6%	大 阪 府	98.1%	96.4%
青 森 県	80.9%	61.7%	兵 庫 県	98.9%	93.5%
岩 手 県	83.6%	61.8%	奈 良 県	89.8%	81.9%
宮 城 県	92.8%	82.9%	和 歌 山 県	67.6%	28.5%
秋 田 県	88.4%	67.1%	鳥 取 県	95.0%	73.0%
山 形 県	93.6%	78.1%	島 根 県	82.0%	50.6%
福 島 県	84.6%	54.5%	岡 山 県	87.6%	69.1%
茨 城 県	86.0%	63.5%	広 島 県	89.4%	76.4%
栃 木 県	88.0%	68.2%	山 口 県	88.1%	67.3%
群 馬 県	82.6%	55.1%	徳 島 県	64.6%	18.6%
埼 玉 県	93.1%	82.4%	香 川 県	79.6%	46.1%
千 葉 県	89.5%	76.1%	愛 媛 県	81.1%	56.1%
東 京 都	99.8%	99.6%	高 知 県	75.8%	40.8%
神 奈 川 県	98.2%	96.9%	福 岡 県	93.4%	83.1%
新 潟 県	88.8%	77.0%	佐 賀 県	85.5%	62.7%
富 山 県	97.4%	86.4%	長 崎 県	82.5%	63.7%
石 川 県	94.7%	84.8%	熊 本 県	88.1%	69.5%
福 井 県	96.7%	81.6%	大 分 県	79.0%	52.2%
山 梨 県	84.4%	67.1%	宮 崎 県	87.8%	60.8%
長 野 県	98.0%	84.3%	鹿 児 島 県	83.0%	42.9%
岐 阜 県	93.1%	77.2%	沖 縄 県	86.7%	71.9%
静 岡 県	82.9%	64.3%			
愛 知 県	91.8%	79.9%			
三 重 県	87.6%	57.8%	全 国 計	92.1%	80.1%
滋 賀 県	99.0%	91.6%	秋 田 県 順 位	88.4%	67.1%
京 都 府	98.4%	95.1%		23位	29位

令和2年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。

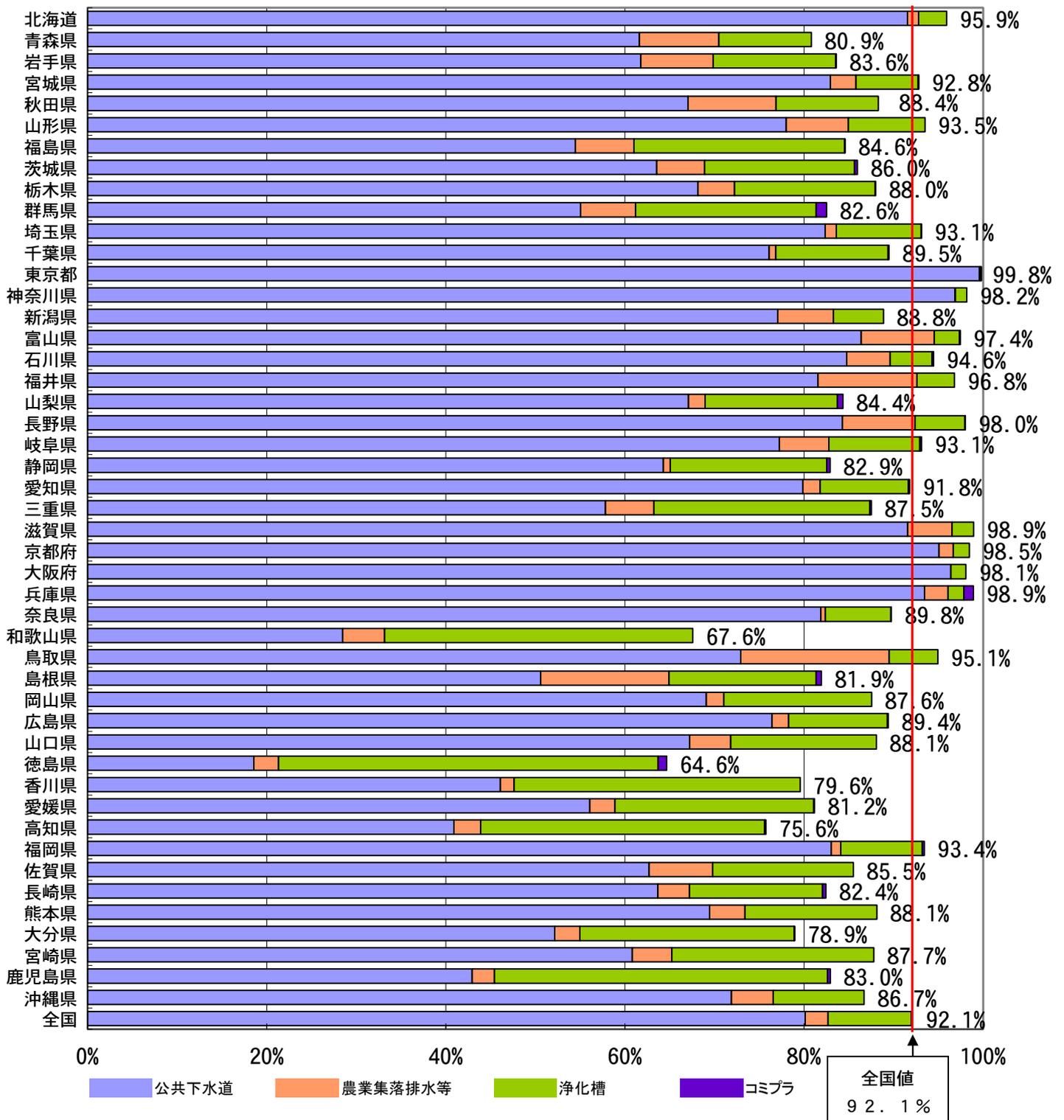
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

(令和2年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	公共下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち			コミュニティ・プラント (千人)
							浄化槽市町村整備推進事業等分 (千人)	浄化槽設置整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	95.9%	5,204	4,992	4,765	64	163	53	67	43	0
青森県	80.9%	1,251	1,012	771	111	129	11	41	77	0
岩手県	83.6%	1,214	1,015	750	98	166	39	98	28	1
宮城県	92.8%	2,274	2,110	1,886	65	158	41	79	38	2
秋田県	88.4%	965	853	647	95	110	19	68	23	0
山形県	93.6%	1,064	995	830	74	91	19	46	26	0
福島県	84.6%	1,836	1,553	1,000	120	432	37	266	129	1
茨城県	86.0%	2,900	2,493	1,843	155	486	14	205	266	9
栃木県	88.0%	1,950	1,715	1,329	80	306	6	242	58	1
群馬県	82.6%	1,953	1,613	1,075	120	394	24	249	121	23
埼玉県	93.1%	7,392	6,882	6,088	92	702	24	188	490	1
千葉県	89.5%	6,319	5,656	4,810	47	791	11	289	491	8
東京都	99.8%	13,840	13,812	13,781	2	27	5	8	14	2
神奈川県	98.2%	9,222	9,055	8,934	3	118	4	38	76	0
新潟県	88.8%	2,202	1,956	1,697	137	123	14	40	70	0
富山県	97.4%	1,044	1,017	902	85	29	1	18	10	1
石川県	94.7%	1,129	1,068	957	55	53	10	13	30	2
福井県	96.7%	771	746	629	85	32	2	25	5	0
山梨県	84.4%	818	690	549	15	121	8	48	65	5
長野県	98.0%	2,064	2,023	1,740	167	115	16	80	19	1
岐阜県	93.1%	2,009	1,871	1,552	111	204	9	134	62	4
静岡県	82.9%	3,675	3,048	2,363	28	643	16	393	234	13
愛知県	91.8%	7,543	6,925	6,025	146	744	21	242	482	10
三重県	87.6%	1,795	1,571	1,038	97	433	17	227	190	3
滋賀県	99.0%	1,416	1,401	1,297	70	34	0	13	21	0
京都府	98.4%	2,523	2,484	2,399	40	45	11	23	11	0
大阪府	98.1%	8,827	8,658	8,509	1	148	4	17	126	0
兵庫県	98.9%	5,507	5,448	5,147	145	97	10	62	26	58
奈良県	89.8%	1,341	1,204	1,098	7	98	4	35	59	1
和歌山県	67.6%	941	636	268	44	324	14	203	107	0
鳥取県	95.0%	554	527	404	92	30	4	14	11	0
島根県	82.0%	670	549	339	96	110	29	50	31	4
岡山県	87.6%	1,889	1,655	1,305	37	312	17	204	91	0
広島県	89.4%	2,803	2,505	2,142	52	309	15	154	140	3
山口県	88.1%	1,349	1,189	907	62	219	7	135	77	0
徳島県	64.6%	732	473	136	20	310	14	171	125	7
香川県	79.6%	970	772	447	15	310	13	245	52	0
愛媛県	81.1%	1,350	1,096	757	38	300	25	167	108	1
高知県	75.8%	697	527	285	21	221	13	134	75	1
福岡県	93.4%	5,114	4,778	4,248	53	465	54	278	133	12
佐賀県	85.5%	815	697	511	58	128	46	62	20	0
長崎県	82.5%	1,327	1,094	845	47	197	14	144	39	5
熊本県	88.1%	1,752	1,544	1,217	69	258	32	175	50	0
大分県	79.0%	1,137	897	593	32	272	12	175	86	1
宮崎県	87.8%	1,082	949	658	48	244	18	185	41	0
鹿児島県	83.0%	1,607	1,334	690	40	598	43	424	130	5
沖縄県	86.7%	1,480	1,283	1,064	69	150	13	5	132	0
全国計	92.1%	126,315	116,375	101,226	3,211	11,751	832	6,181	4,738	188

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。
 2. 令和2年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村（大熊町、双葉町）を除いた値を公表している。
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。

3) 都道府県別 生活排水処理人口普及率 (令和2年度末)



・全国生活排水処理人口普及率：91.7% (R1) → 92.1% (R2)
 ≪普及率は0.4%UP≫

・都道府県の普及水準に大きな格差 (64.6%~99.8%)
 → 早急な生活排水処理施設の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。

※令和2年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村 (大熊町、双葉町) を除いた値を公表している。

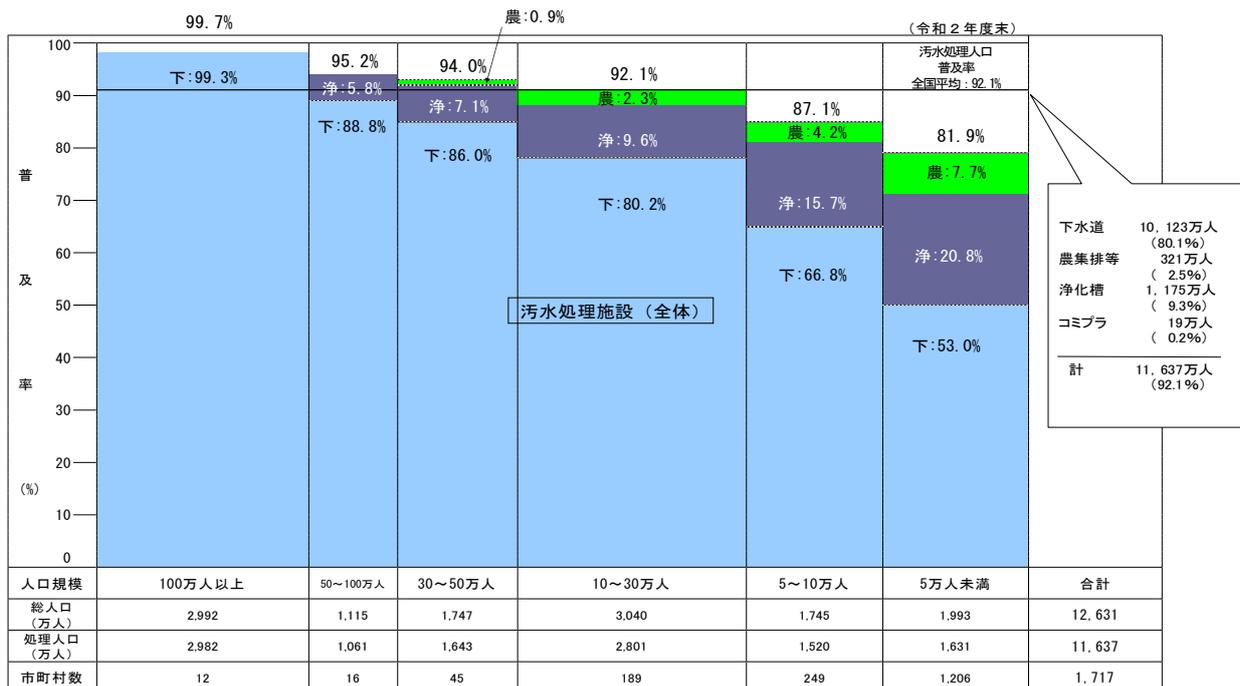
4) 人口規模別生活排水処理普及状況

普及率は0.4%UP。今後も早急な普及の促進が必要。
 (令和2年度末の生活排水処理整備状況)

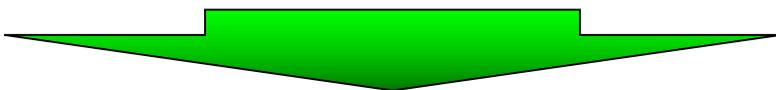
生活排水処理人口普及率：91.7%(R1)→92.1%(R2)

都市規模別で見た生活排水処理普及状況

○都市規模別汚水処理人口普及率



(注) 1. 総市町村数1,717の内訳は、市 793、町 741、村 183 (東京都区部は市数に1市として含む)
 2. 総人口、処理人口は1万人未満を四捨五入した。
 3. 都市規模別の各汚水処理施設の普及率が0.5%未満の数値は表記していないため、合計値と内訳が一致しないことがある。
 4. 令和2年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村(大熊町、双葉町)を除いた値を公表している。

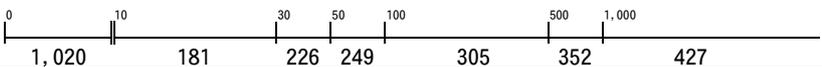
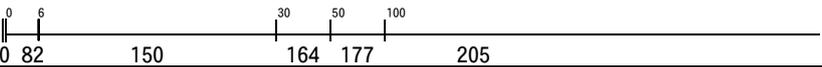
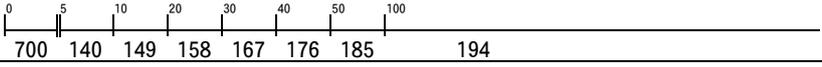
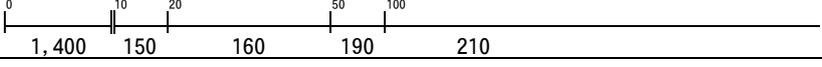
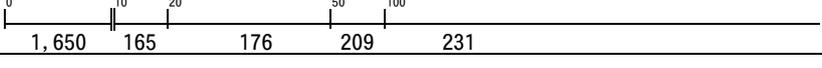
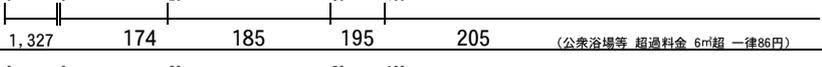
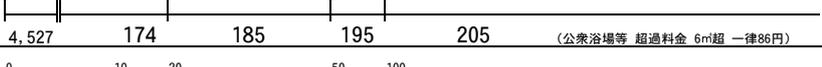
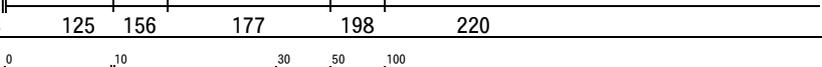
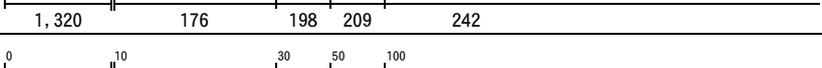
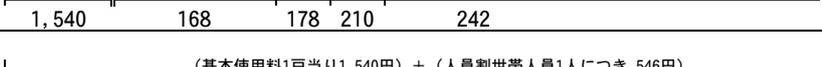
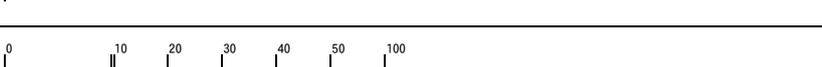
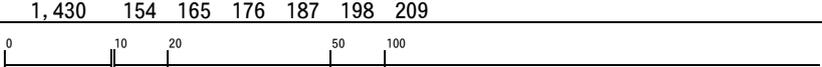
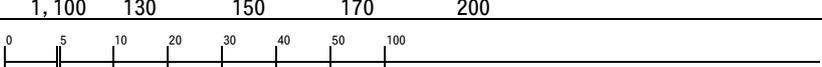
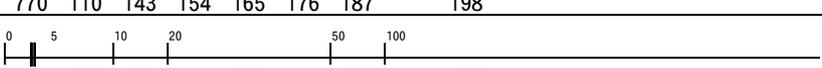
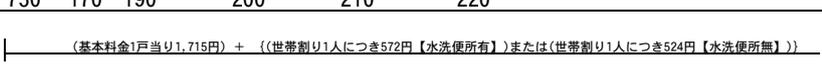
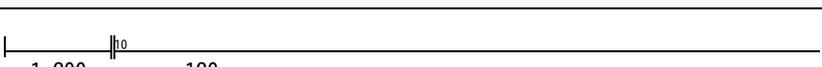
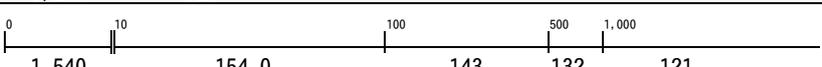
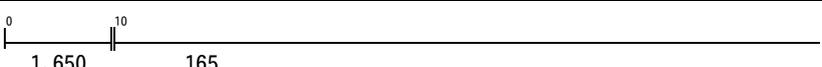
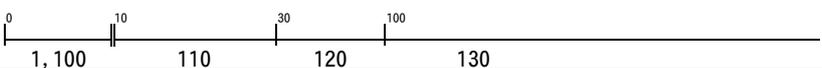


人口5万人未満の中小市町村では普及率81.9%にすぎない。

4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

(1) 下水道使用料

令和3年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系						基本 水量 (m ³ /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)
	(区分水量) は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000									
秋田市							10	1,020	税抜き	3,113
能代市							0	500	税抜き	3,401
横手市							5	700	税抜き	3,179
大館市							10	1,400	税抜き	3,190
男鹿市							10	1,650	税込み	3,300
湯沢市	旧湯沢市、旧皆瀬町、旧雄勝町地区 						6	1,327	税込み	3,763
	旧稲川町地区 						6	4,527	税込み	6,963
鹿角市							10	1,650	税込み	3,410
由利本荘市							0	523	税込み	3,333
潟上市							10	1,320	税込み	3,080
大仙市	大(従量制) 						10	1,540	税込み	3,220
	大(定額制) (基本使用料1戸当り1,540円) + (人員割世帯人員1人につき 546円)						-	1,540	税込み	3,178
北秋田市							10	1,430	税込み	2,970
にかほ市							10	1,100	税抜き	2,640
仙北市							5	770	税込み	2,750
小坂町							5	750	税抜き	3,850
上小阿仁村	(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】))						-	1,715	税抜き	3,774
藤里町							10	1,200	税抜き	2,640
三種町							10	1,540	税込み	3,080
八峰町							10	1,650	税込み	3,300
五城目町							10	1,100	税抜き	2,420
八郎潟町							5	750	税抜き	3,300

令和3年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・ 供用開始団体	使 用 料 体 系		基本 水量 (m3/月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)	
	(区分水量)	は基本水量（基本使用料）の区分線 は水量毎の単価の区分線					
井 川 町	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	10 1,570 157	(m3)	10	1,570	税込み	3,140
大 潟 村		10 2,175 217	(m3)	10	2,175	税抜き	4,779
美 郷 町		10 1,361 156	(m3)	10	1,361	税込み	2,921
羽 後 町	0 10 20 50 100	10 1,650 165 176 198 220	(m3)	10	1,650	税込み	3,300
県・十和田湖		10 900 110 160 250	(m3)	10	900	税抜き	2,200

(2) 受益者負担金

令和3年4月現在

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金 制度等	備考	
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回数	納入月				
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	分担金に限り14.5% (督促状発送した10日以前 は、7.25%)			
	平成5.4	旧河辺町全域			335								
	平成4.4	旧雄和町全域			335								
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5			
		出戸第1,浜通第1		1/5	370								
		尾崎,出戸第2, 浜通第2,向能代, 中川原,東能代		1/5	480								
横手市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
		横手公共第2		1/3	480								
		横手公共第3		1/3	420								
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	(合算)								50,000
					戸数割り								
	平成元.4	平鹿公共	末端管渠費	100%	340								
													面積割り
	平成元.4	雄物川公共	末端管渠費	(合算)	1戸当たり								74,000
					面積当たり								150
	平成元.4	十文字公共	末端管渠費	30%	380								
平成12.9	山内公共	末端管渠費	2.5%	戸数割り	90,000								
				面積割り(建築物)	300								
平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330									
大館市	平成4.4	旧大館市全域	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 負担総額 の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%		
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390								
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350								
男鹿市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5	500㎡を 超える面積 は猶予		
		男鹿第3			410								
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4	200㎡未満					200			
					200~350㎡未満					300			
				350~500㎡未満	400								
				500㎡以上	500								
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 の10%		
	平成18.3 平成19.3	大谷 稲川	総事業費	2.6%	140,000								
			一般用(1戸当たり)	160,000									
			団体用1種(1箇所当たり)		160,000								
			団体用2種(1箇所当たり)	160,000									
		営業用(1箇所当たり)	160,000										
平成20.9	院内	総事業費		4.3%	160,000								
		一般用	(1戸当たり)										
		団体用	(1箇所当たり)										
		営業用											
平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%	160,000									
		一般・団体		200,000									
		営業用(人員割り20人以下定額)		10,000									
		営業用(人員割り50人以下人数割り)		5,000									
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	特別基準割合に7.25%加算 した割合。ただし、上限 14.5%(1ヶ月までは、特別 基準割合に1.0%を加算した 割合。ただし、上限 7.25%)	負担金 の6%		
由利本荘市	平成3.4	本荘第1~5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5			
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%	30,000								
										戸数割り			
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100								
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内	350,000								
										戸数割り			
	平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%	200,000								
戸数割り													
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5	200,000									
					戸数割り								

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金 制度等	備考		
			対象事業費	負担率	金額		分割 年数	単年度 納入回数	納入月					
潟上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始日の 翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)				
大仙市	昭和63.4	全域	末端管渠費	30%	395	供用開始と同時	3	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)				
					大曲第1									
					大曲第2									
					大曲第3									
					大曲第4									
					大曲第5									
	大曲第6													
大曲第7														
平成19.3	神岡		1基当たり	150,000	供用開始と同時	3	1	12						
平成3.10	中仙第1~9	末端管渠費	100%	330		5	4	6,9,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)					
平成9.3	協和		1戸当たり	150,000		5	1	3						
平成8.6	仙北		1受益者当たり	360,000		5	1	12						
平成10.4	西仙北		1受益者当たり	150,000		5	1	12						
平成22.3	南外		1基当たり	150,000		3	1	12						
北秋田市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6,8,10,12	14.5	負担金 の6%			
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金 の5%			
	平成15.3	阿仁		1戸当たり	100,000	供用開始と同時	2~3	1	6	14.5				
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし											
にかほ市	平成10.4	第1	末端管渠費 戸数割り	1/3	110,000	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5	負担金 の9.5%			
仙北市	平成6.4	角館第1~4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時	5	4	7,9,11,1	14.6	負担金 の2~20%	過誤納 の還付 あり		
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255									
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277									
					320									
		武蔵野第2	390											
		宿	340											
	平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290									
総事業費					3/10	290								
小坂町	平成10.4	全域	末端管渠費	1/3	(合算)	供用開始と同時	5	4	6,9,11,1	14.5				
			戸数割り		105,000									
			面積割り		100									
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし												
藤里町	平成15.3	全域		1戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ						
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1㎡当たり350円 (上限450㎡)	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金 の6%			
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5~6%										
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り		150,000									
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費			供用開始日の 翌年度初め	5	4	5,8,11,2	14.5				
	平成16.3	(旧峰浜村) 第1期 第2期(一部)		1受益地当たり	180,000								供用開始と同時	
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費 戸数割り	68%	170,000	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5				
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)				
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	(合算額)	供用開始と同時	5	4	5,8,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金 の6%			
			面積割り(330㎡上限)		100									
			世帯人口割り		11,000									
大潟村	昭和44.5	全域	受益者負担金制度なし											
			平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	(合算)	供用開始日の 翌年度初め	5	4	6,8,10,12	14.6(督促状を発生して10日を 経過した日から) 7.3(督促状を発生する前の期 間及び督促状を発生した日か ら10日まで)		
					個別均等割り		64,000							
面積割(宅地面積当り)		119												
羽後町	平成16.4	西馬音内		1戸当たり	200,000	供用開始と同時	5	4	7,9,11,2	14.6 7.3(督促状を発生した日 から10日まで)	分担金 の10%			
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし												

(3) 水洗化助成・貸付制度

令和3年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
秋 田 市	・ 供用開始から3年以内は4万円、3年経過後は2万円 ・ 貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・ 住宅リフォーム補助5万円(中心市街地区域10万円) ※対象は工事費50万円以上	汲取便所と同様	・ 1戸70万円以内 ・ 貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・ 1戸30万円以内 ・ 貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
能 代 市	住宅リフォーム補助 ①一般制度 工事費の10%、限度額20万円 ②多世代同居 工事費の10%、限度額20万円 ③多子世帯 工事費の10%、限度額20万円 ④空き家 工事費の10%、限度額20万円 ※②～④は、各々加算	汲取便所と同様	対象工事1件当り 100万円以内	50ヶ月以内元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲取便所と同様		
横 手 市			1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎた世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 館 市	住宅リフォーム支援 (いずれも工事費30万円以上) ①一般補助 工事費の5%、限度額10万円 ②子育て支援 工事費の10%、限度額20万円 ③三世帯同居 工事費の10%、限度額30万円 ④空き家リフォーム・市内在住 工事費の10%、限度額30万円 ⑤空き家リフォーム・市外移住 工事費の20%、限度額50万円	汲取便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
男 鹿 市			便槽1個当り80万円 2個以上の場合は 1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内	50ヶ月均等償還	市負担			
湯 沢 市			工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 限度額200万円 供用開始後3ヶ年まで	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲取便所と同様		
鹿 角 市	いずれも工事費が10万円以上(税込) および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業：補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業：18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円	汲取便所と同様	1世帯当り80万円 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内 元金均等毎月償還	市負担	汲取便所と同様		
由 利 本 荘 市	住宅リフォーム補助 工事費の10% (工事費50万円以上) 限度額10万円	汲取便所と同様						
湯 上 市	住宅リフォーム補助 工事費の10～30% (工事費50万円以上に限る) 限度額8～40万円 ※補助率・限度額は対象世帯により異なる。	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家7アパート等は 1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大 仙 市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金 住宅リフォーム支援事業 子育て世帯の場合：工事費の20%、補助上限額30万円 ①多子世帯(18歳以下2子以上と同居) ②三世帯同居世帯 (18歳以下の1人以上の子と親と祖父母等が同居) 子育て世帯以外の場合：工事の10%、補助上限額15万円	単独処理浄化槽 汲取便所と同様 合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽		
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子
北 秋 田 市	生活扶助世帯及び準ずる世帯を対象に改造費の40%以内、限度額24万円 住宅リフォーム補助 一般世帯 工事費の10% 限度額10万円 多子世帯 工事費の15% 限度額30万円 空家購入 工事費の20% 限度額40万円 移住者加算 上記補助金に加え工事費の15% 限度額30万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担		汲取便所と同様	
に か ほ 市	・ 供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 2万円以内 ・ 住宅リフォーム補助 一般型 工事費5%又は最大10万円 子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 空家購入型 工事費10%又は最大20万円	・ 供用開始より3年以内の区域で新規接続申請の場合 1万円以内 ・ 住宅リフォーム補助※条件同左	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
仙 北 市	住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大5万円 子育て世帯は10%最大20万円 水洗化の場合は上乗せ5万円	汲取便所と同様	1世帯当り100万円以内	50ヶ月均等償還	全額市負担		汲取便所と同様	
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の20% 上限：20万円	汲取便所と同様	1世帯当り60万円 貸家7 th 等 1戸30万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様	
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円 住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：50万円) 上限：20万円		1戸当り30万円以内	30ヶ回以内 元金均等償還	限度額以内の利子 の1%分を負担		汲取便所と同様	
藤 里 町	・ 加入奨励金 3～7万円 ・ 積立奨励金 1～3万円 ・ 資金対策助成金 1～4万円 ・ 環境浄化促進助成金 (配管、樹、便器に助成)							
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の10% (下限工事費：20万円) 上限：15万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40万円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
八 峰 町 (旧八森町地区)	八峰町住まいづくり応援事業 (住宅リフォーム補助) ・ 下水道新規加入の場合 100,000円 (リフォーム支援補助に加算する)		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以内 を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
八 峰 町 (旧峰浜村地区)								
五 城 目 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 子育て世帯(持家)…工事費の10% 上限：20万円 子育て世帯(中古住宅購入)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(定着帰郷型)…工事費の10% 上限：20万円 移住定住(中古住宅購入型)…工事費の20% 上限：30万円		1戸当り100万円 便所2か所以上の場合は 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様	
八 郎 潟 町	住宅リフォーム補助※汲取便所・し尿浄化槽共通 対象：子育て世帯、移住・定住世帯 要件：補助対象工事費50万円以上(消費税込み) 子育て世帯(持家型)…工事費の15% 上限：30万円 子育て世帯(空き家購入型 町外在住)…工事費の20% 上限：40万円 子育て世帯(空き家購入型 町外在住)…工事費の30% 上限：60万円 移住定住(定着帰郷型)…工事費の15% 上限：30万円 移住定住(空き家購入型)…工事費の20% 上限：40万円		1世帯当り100万円 貸家7 th 等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担		汲取便所と同様	
井 川 町	一世帯当り10万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)		1世帯当り100万円 貸家7 th 等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限10万円		令和2年度より廃止					
羽 後 町	1年目水洗化5万円 2年目水洗化3万円 3年目水洗化2万円	汲取便所と同様	1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様	
東 成 瀬 村	1. 住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の10% 上限20万円 2. 子育て住宅リフォーム等促進事業補助金 工事費の20% 上限30万円							

5. 水質の規制状況

(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）

対象物質又は項目	下水道法 下水道法施行令	除害施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準		
		第12条第1項 第9条	第12条の2第1項 第9条の4第1項	第12条の2第3項 第9条の5第1項 第9条の5第2項	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380	125
水素イオン濃度	海 域	5以下9以上		5超～9未満	5.7超～8.7未満
	そ の 他				
生物化学的酸素要求量（BOD）			600	300	
浮遊物質質量（SS）			600	300	
温 度		45℃以上			
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ・ 鉱 油 類	5mg/L超		5	
	ロ・ 動植物油脂類	30mg/L超		30	
沃 素 消 費 量		220mg/L以上			
カドミウム及びその化合物			0.03		
シアン化合物			1(0.1)		
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）			1(0.5)		
鉛 及 び そ の 化 合 物			0.1		
六 価 ク ロ ム 化 合 物			0.5(0.2)		
砒 素 及 び そ の 化 合 物			0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005		
アルキル水銀化合物			検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル			0.003		
トリクロロエチレン			0.1		
テトラクロロエチレン			0.1		
ジクロロメタン			0.2		
四 塩 化 炭 素			0.02		
1, 2 - ジクロロエタン			0.04		
1, 1 - ジクロロエチレン			1		
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン			0.4		
1, 1, 1 - トリクロロエタン			3		
1, 1, 2 - トリクロロエタン			0.06		
1, 3 - ジクロロプロペン			0.02		
テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)			0.06		
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)			0.03		
S-4-クロロベンジル-N-N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)			0.2		
ベ ン ゼ ン			0.1		
セレン及びその化合物			0.1		
ほう素及びその化合物	海 域		230		
	そ の 他		10		
ふつ素及びその化合物	海 域		15		
	そ の 他		8		
1, 4 - ジオキサン			0.5		
フ ェ ノ ー ル 類			5(0.5)		
銅 及 び そ の 化 合 物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/L		

1 () は秋田県公害防止条例による上乗せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/L以下

(2) 放流水に対する規制（排水基準）

対象物質または項目	法 令	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.03			
シアン化合物		1	0.1	0.1	0.1
有機磷化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.5	0.2	0.2	
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.1			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
1, 2 - ジクロロエタン		0.04			
1, 1 - ジクロロエチレン		1			
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4			
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3			
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06			
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海 域	230			
	そ の 他	10			
ふっ素及びその化合物	海 域	15			
	そ の 他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
1, 4 - ジオキサソ		0.5			
水素イオン濃度	海 域	5.0~9.0			
	そ の 他	5.8~8.6			
生物化学的酸素要求量（BOD）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（COD）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質（SS）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサニ抽出物質含有量	イ．鉱油類	5			
	ロ．動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガン含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3000)個/cm ³			
ダイオキシシン類		10pg-TEQ/L			

1 () は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度、大腸菌群数及びダイオキシシン類を除きすべてmg/L

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

4 ダイオキシシン類の基準は水質汚濁防止法ではなく、ダイオキシシン類対策特別措置法で対象施設となる場合に適用

(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあつては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、旭川及び草生津川を除く。）小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあつては、古遠部川に限る。）雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

計画放流水質

- 処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2）

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/l・5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

* 下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

- 放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条・同法施行令第6条）

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 1cm ³ につき個)
(令)放流水の水質	5.8以上～8.6以下	40以下	3,000以下

* 令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

6. 農業集落排水施設

(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)^{イカツテ}五十土地区、潟上市(旧飯田川町)^{イモカワ}妹川地区 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

令和2年 事業着手 201地区、供用済み 201地区

○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	污水处理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4		0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1		1.1	17.1
H 4	9	13	12		2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9		2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8		9.0	61.6
H16	5	9	8		9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	6	3	3		9.6	72.5
H19	3	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5		10.3	76.7
H21	1	5	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	4	5	1	10.8	81.3
H24	1	0	1	5	10.6	82.7
H25	0	2	1	2	10.5	83.7
H26	0	0	0		10.3	84.5
H27	0	1	1		10.4	85.4
H28	0	0	0	1	10.3	86.1
H29	0	1	0	4	10.2	86.7
H30	0	0	0	3	10.1	87.4
R1	0	0	0	1	10.0	88.0
R2	0	0	0	6	9.6	88.4
累 計	201	201	193	24		

*1 供用地区には、公共下水道接続の18地区を含む。

*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

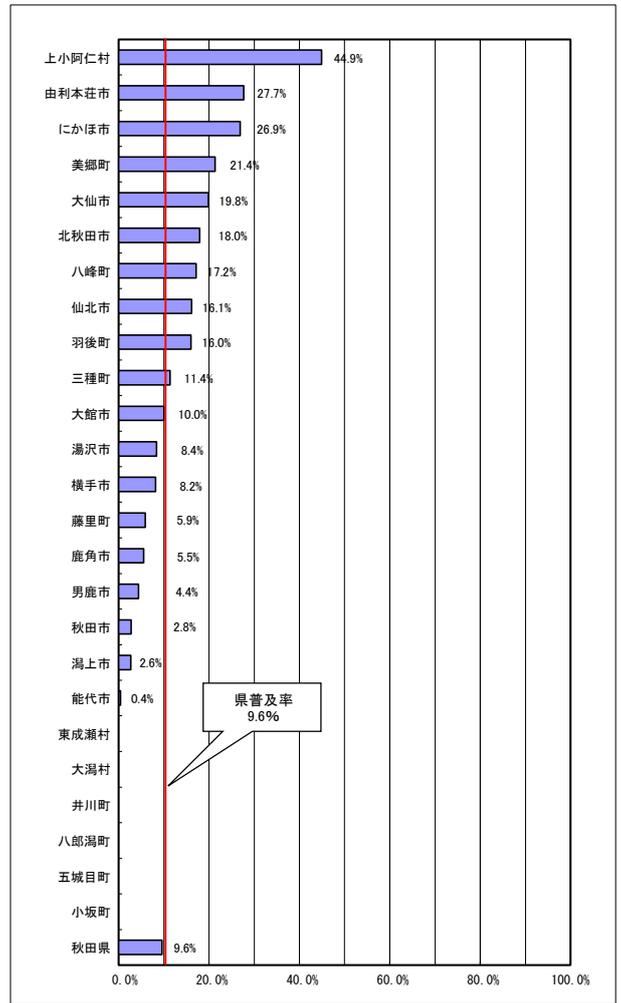
*3 分割採択地区は1地区として計上。

(3) 令和2年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

(令和3年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R2末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,173	976	44.9%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	74,575	20,636	27.7%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	23,664	6,367	26.9%	H 1	H 4. 5	
4	美郷町	18,852	4,028	21.4%	S58	S61. 11	
5	大仙市	78,603	15,590	19.8%	H1	H4. 6	
6	北秋田市	30,565	5,489	18.0%	S58	S61. 1	
7	八峰町	6,796	1,168	17.2%	H10	H12. 12	
8	仙北市	25,084	4,036	16.1%	S63	H 4. 4	
9	羽後町	14,197	2,278	16.0%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	15,669	1,784	11.4%	S58	S62. 4	
11	大館市	69,957	7,010	10.0%	S62	H 2. 4	
12	湯沢市	43,024	3,622	8.4%	H 4	H 6. 11	
13	横手市	86,718	7,096	8.2%	S58	S63. 4	
14	藤里町	3,059	180	5.9%	H11	H14. 12	
15	鹿角市	29,566	1,636	5.5%	H10	H13. 4	
16	男鹿市	25,973	1,142	4.4%	H 6	H 9. 12	
17	秋田市	304,334	8,484	2.8%	S58	S59. 6	
18	潟上市	32,166	848	2.6%	S59	S64. 1	
19	能代市	51,003	205	0.4%	H 9	H11. 8	
	小坂町	4,852					
	五城目町	8,745			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
	八郎潟町	5,562			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
	井川町	4,554			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
	大潟村	3,054					
	東成瀬村	2,483					
	秋田県計	965,228	92,575	9.6%			

普及率グラフ



*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の18地区を除く。但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

*2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R3.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{普及率 (\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

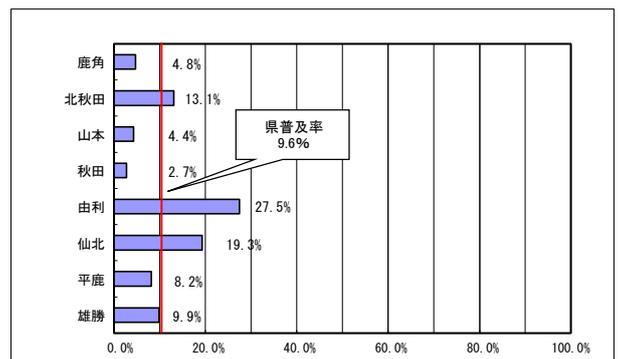
農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目	年度	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
普及率		10.5%	10.3%	10.4%	10.3%	10.2%	10.1%	10.0%	9.6%

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	R2末普及率
鹿角	34,418	1,636	4.8%
北秋田	102,695	13,475	13.1%
山本	76,527	3,337	4.4%
秋田	384,388	10,474	2.7%
由利	98,239	27,003	27.5%
仙北	122,539	23,654	19.3%
平鹿	86,718	7,096	8.2%
雄勝	59,704	5,900	9.9%
県計	965,228	92,575	9.6%

地域振興局別 普及率グラフ



*1 公共下水道接続の18地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R3.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

(4) 令和2年度末 農業集落排水施設 整備率

(令和3年3月31日現在)

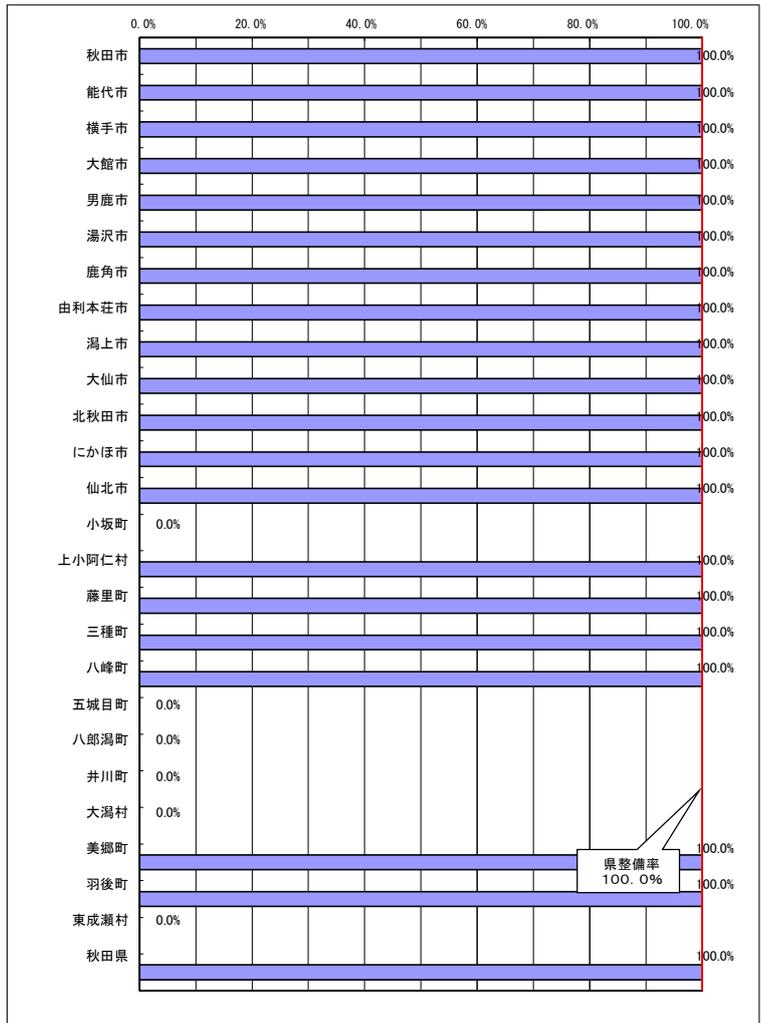
順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	秋田市	8,484	8,484	100.0%
1	能代市	205	205	100.0%
1	横手市	7,096	7,096	100.0%
1	大館市	7,010	7,010	100.0%
1	男鹿市	1,142	1,142	100.0%
1	湯沢市	3,622	3,622	100.0%
1	鹿角市	1,636	1,636	100.0%
1	由利本荘市	20,636	20,636	100.0%
1	潟上市	848	848	100.0%
1	大仙市	15,590	15,590	100.0%
1	北秋田市	5,489	5,489	100.0%
1	にかほ市	6,367	6,367	100.0%
1	仙北市	4,036	4,036	100.0%
	小坂町	0	0	
1	上小阿仁村	976	976	100.0%
1	藤里町	180	180	100.0%
1	三種町	1,784	1,784	100.0%
1	八峰町	1,168	1,168	100.0%
	五城目町	0	0	
	八郎潟町	0	0	
	井川町	0	0	
	大潟村	0	0	
1	美郷町	4,028	4,028	100.0%
1	羽後町	2,278	2,278	100.0%
	東成瀬村	0	0	
	秋田県計	92,575	92,575	100.0%

*1 公共下水道接続の18地区を除く。

*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R3.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

整備率グラフ



農業集落排水施設 整備率推移

項目	年度	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
整備率		90.8%	91.1%	96.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

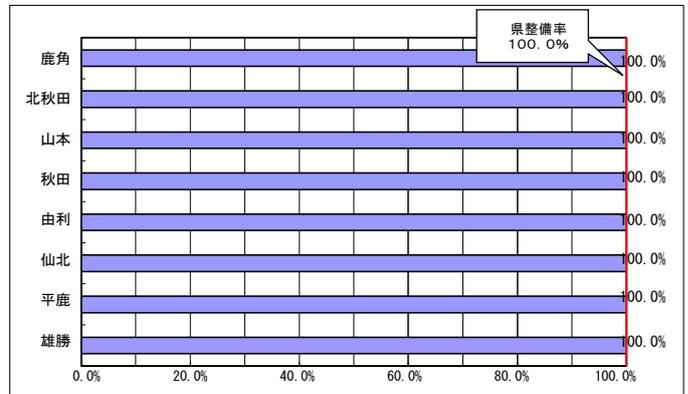
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	R2末整備率
鹿角	1,636	1,636	100.0%
北秋田	13,475	13,475	100.0%
山本	3,337	3,337	100.0%
秋田	10,474	10,474	100.0%
由利	27,003	27,003	100.0%
仙北	23,654	23,654	100.0%
平鹿	7,096	7,096	100.0%
雄勝	5,900	5,900	100.0%
県計	92,575	92,575	100.0%

*1 公共下水道接続の18地区を除く。

*2 処理区域内人口は、H28年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、R3.3.31時点で農業排水施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 整備率グラフ



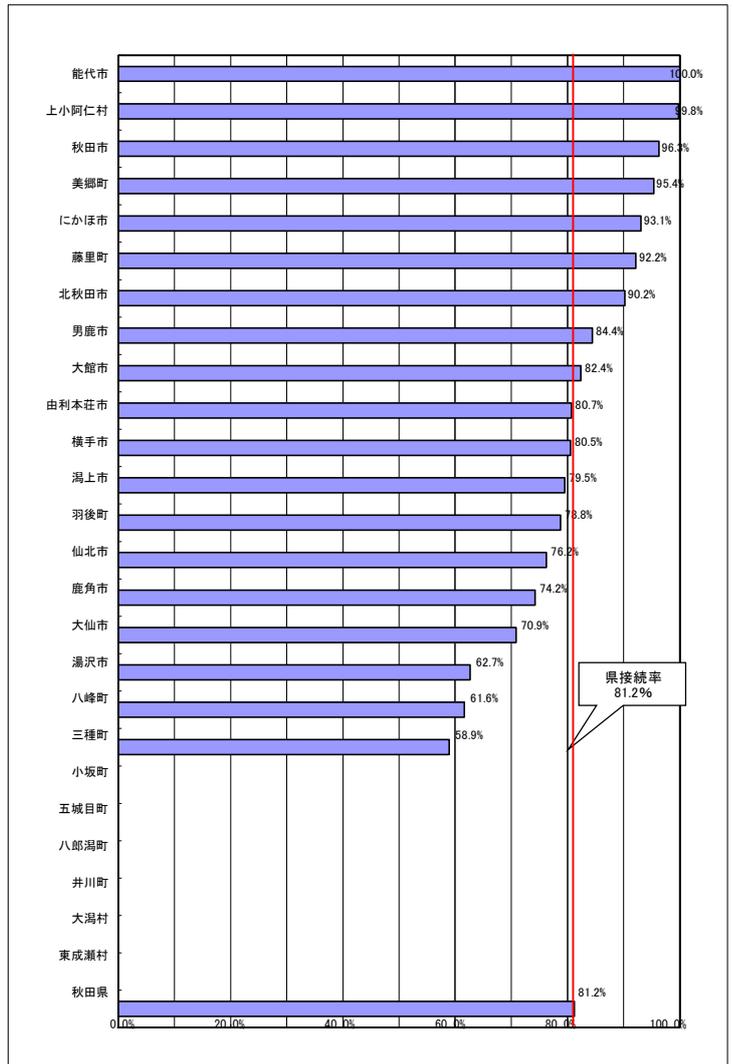
(5) 令和2年度末 農業集落排水施設 接続率

(令和3年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	51,003	205	205	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,173	976	974	99.8%	H 2	H 4. 7
3	秋田市	304,334	8,484	8,169	96.3%	S58	S59. 6
4	美郷町	18,852	4,028	3,842	95.4%	S58	S61. 11
5	にかほ市	23,664	6,367	5,926	93.1%	H 1	H 4. 5
6	藤里町	3,059	180	166	92.2%	H11	H14. 12
7	北秋田市	30,565	5,489	4,950	90.2%	S58	S61. 1
8	男鹿市	25,973	1,142	964	84.4%	H 6	H 9. 12
9	大館市	69,957	7,010	5,777	82.4%	S62	H 2. 4
10	由利本荘市	74,575	20,636	16,652	80.7%	S57	S59. 6
11	横手市	86,718	7,096	5,715	80.5%	S58	S63. 4
12	潟上市	32,166	848	674	79.5%	S59	S64. 1
13	羽後町	14,197	2,278	1,794	78.8%	H 6	H 9. 8
14	仙北市	25,084	4,036	3,077	76.2%	S63	H 4. 4
15	鹿角市	29,566	1,636	1,214	74.2%	H10	H13. 4
16	大仙市	78,603	15,590	11,047	70.9%	H 1	H 4. 6
17	湯沢市	43,024	3,622	2,270	62.7%	H 4	H 6. 11
18	八峰町	6,796	1,168	720	61.6%	H10	H12. 12
19	三種町	15,669	1,784	1,051	58.9%	S58	S62. 4
	小坂町	4,852					
	五城目町	8,745					
	八郎潟町	5,562					
	井川町	4,554					
	大潟村	3,054					
	東成瀬村	2,483					
	秋田県計	965,228	92,575	75,187	81.2%		

*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の18地区を除く。
 但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。
 *2 処理区域内人口、接続人口はH28年度策定整備構想の農業集落排水区域内(但し、R3.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。
 *3 分割採択地区は1地区として計上。

接続率グラフ



農業集落排水施設 接続率推移

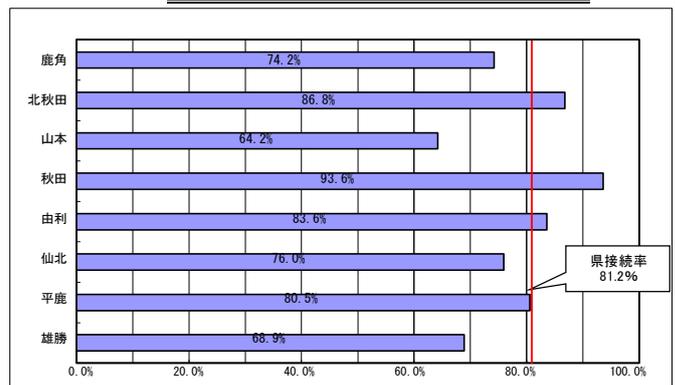
年度	H25末	H26末	H27末	H28末	H29末	H30末	R1末	R2末
接続率	76.6%	77.6%	77.6%	78.7%	79.5%	80.0%	81.1%	81.2%

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接続人口	R2末接続率
鹿角	34,418	1,636	1,214	74.2%
北秋田	102,695	13,475	11,701	86.8%
山本	76,527	3,337	2,142	64.2%
秋田	384,388	10,474	9,807	93.6%
由利	98,239	27,003	22,578	83.6%
仙北	122,539	23,654	17,966	76.0%
平鹿	86,718	7,096	5,715	80.5%
雄勝	59,704	5,900	4,064	68.9%
県計	965,228	92,575	75,187	81.2%

地域振興局別 接続率グラフ



*1 公共下水道接続の18地区を除く。
 *2 処理区域内人口、接続人口は、H28年度策定整備構想の農業集落排水区域内(但し、R3.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

(6) 農業集落排水施設 使用料

令和3年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量) は基本水量 (基本使用料) の区分線 は水量毎の単価の区分線 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本 水量 (m ³ /月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m ³ ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m ³)	
						(円)
鹿角市	(基本料1世帯当たり2,189円) + (人員割料世帯人員1人当たり616円)	(m ³)	-	2,189	税込み	4,037
※大館市	0 10 20 50 100 1,540 165.0 176 209 231.0	(m ³)	10	1,540	税込み	3,190
北 秋 田 市	旧 鷹 巢 町 地 区 旧 森 吉 町 地 区 旧 合 川 町 地 区 (基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)	(円)	-	1,500	税抜き	2,970
	旧 阿 仁 町 地 区 0 10 20 30 40 50 100 1,300 140 150.0 160 170.0 180 190	(円)	10	1,300	税抜き	2,970
※上小阿仁村	(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)	(円)	-	1,715	税抜き	3,774
能代市	(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)	(円)	-	1,830	税抜き	3,564
※藤里町	0 10 1,320 132	(円)	10	1,320	税込み	2,640
※八峰町	0 10 1,650 165	(円)	10	1,650	税込み	3,300
※三種町	0 10 100 500 1000 1,540 154.0 143.0 132.0 121.0	(円)	10	1,540	税込み	3,080
※秋田市	0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427	(円)	10	1,020	税抜き	3,113
※男鹿市	0 10 20 50 100 1,650 165 176 209 231	(円)	10	1,650	税込み	3,300
※潟上市 (旧昭和町地区)	0 10 30 50 100 1,320 176 198 209 242	(円)	10	1,320	税込み	3,080
※由利本荘市	0 10 20 50 100 125 156 177 198 220	(円)	-	523	税込み	3,333
にかほ市	0 10 1,100 110	(円)	10	1,100	税抜き	2,420
大 仙 市	※ 従 量 制 0 10 30 50 100 1,540 168 178 210 242	(円)	10	1,540	税込み	3,220
	定 額 制 (旧大曲市) (基本使用料1戸当たり 2,520円) + (人員割料世帯人員1人につき 546円)	(円)	-	2,520	税込み	4,158
	定 額 制 (旧大曲市を除く) (基本使用料1戸当たり 1,540円) + (人員割料世帯人員1人につき 546円)	(円)	-	1,540	税込み	3,178
※仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100 770 110 143.0 154.0 165 176.0 187.0 198.0	(円)	5	770	税込み	2,750
美郷町	0 5 550 143	(円)	5	550	税込み	2,695
※横手市	0 5 10 20 30 40 50 100 700 140 149 158 167 176 185 194	(円)	5	700	税抜き	3,179
※湯沢市	0 6 20 50 100 1,327 174 185 195 205	(円)	6	1,327	税込み	3,763
羽後町	(基本料1世帯当たり1,425円) + (人員割料世帯人員1人当たり544円)	(円)	-	1,425	税込み	3,057

※ 公共下水道使用料と同じ

(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

令和3年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利率	貸付金	償還方法	貸付利率
※鹿角市	いずれも工事費が10万円以上(税込)および市内業者が施工する工事 ①住環境向上対策事業:補助対象額の20%、上限10万円 ②下水道加入促進事業:18歳未満の子がいる世帯が対象で、補助対象額の50%、上限30万円		1世帯当り80万円以内 法人以外のアパート等の場合は1部屋につき30万円以内で限度額150万円	50ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム支援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費30万円以上:対象工事費の上限20% 上限50万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
北秋田市	住宅リフォーム支援事業(30万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が10万円を超えるときは、10万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利率の1%分を村が負担	(貸付制度なし)		
能代市	住宅リフォーム支援事業 ・対象工事費30万円以上:対象工事費の10%(ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (供用開始3年以内)	汲取便所と同様		
※藤里町	・加入奨励金:3~7万円 ・積立奨励金:1~3万円 ・資金対策助成金:1~4万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※三種町	住宅リフォーム助成事業(下限工事費20万円以上対象) ・対象工事費用の10% ・上限15万円		1戸当たり100万円 2箇所以上の場合は2箇所目から1箇所40万円(限度額200万円) 供用開始3年超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担	汲取便所と同様		
八峰町	八峰町住まいづくり応援事業(下水道・農集・浄化槽への接続工事も対象) ・対象工事費の15%を上限(上限30万円) ・下水道新規接続の場合は一律10万円上乗せ		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は100万円以内	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
秋田市	・一戸2万円 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、最高5槽まで ・住宅リフォーム補助5万円 ※対象は工事費90万円以上	汲取便所と同様	・1戸70万円以内 ・貸家等で便槽の数が2槽以上の場合、1槽につき60万円以内、300万円限度	70ヶ月以内の元金均等償還	市負担	・1戸30万円以内 ・貸家等で浄化槽の数が2槽以上の場合、1槽につき25万円以内 125万円限度	30ヶ月以内の元金均等償還	市負担
男鹿市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※潟上市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10~30%(限度額8~40万円)		1戸当り70万円以内 貸家アパート等は1戸25万円以内(限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担	汲取便所と同様		
由利本荘市	・住宅リフォーム資金助成事業 工事費の10%(15%)補助、上限10万円(20万円) 条件:工事費総額が50万円以上であること。		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
にかほ市	住宅リフォーム推進事業補助金 ・一般型 工事費5%又は最大10万円 ・子育て持ち家型 工事費10%又は最大20万円 ・子育て空き家購入型 工事費15%又は最大30万円 ・空き家購入型 工事費10%又は最大20万円		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※大仙市	下水道接続促進補助金 供用開始から3年以内の区域に限り、新規の接続工事に2万円の補助金	下水道接続促進補助金 ・単独処理浄化槽 汲取便所と同様 ・合併処理浄化槽 新規の接続工事に5万円の補助金	(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
	住宅リフォーム支援事業 子育て世帯の場合:工事費の20%、補助上限額30万円 ①多子世帯(18歳以下2人以上同居) ②三代同居世帯(18歳以下の1人以上の子と祖父母等が同居) 子育て世帯以外の場合:工事の10%、補助上限額15万円							
※仙北市	・住宅リフォーム補助 工事費の5%、最大5万円 子育て世帯は10%、最大20万円		仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	50か月以内、元金均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※美郷町	既存住宅が新規に接続する際、美郷町内業者が施工する下水道接続工事の場合、接続工事費の1/3以内(補助限度額10万円)を助成		(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
※横手市			供用開始後3年以内 1世帯当り120万円 供用開始後3年超 1世帯当り80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担	汲取便所と同様		
※湯沢市			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額40万円(条件:65歳以上のみの世帯、分担金減免基準該当、個人負担5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額30万円(条件:1又は2級、3級1種及び4級1種の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額30万円(条件:排水設備工事を含む住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様		
	浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し農集排水施設に接続する世帯) ・設置後10年以上の合併浄化槽又は単独浄化槽を所有 10万円							

※ 公共下水道の助成・貸付制度と同じ

7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区（地区）一覧表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
【漁業集落排水施設】							
男鹿市	男鹿市	入道崎	279	H10	H13	H14.1	
		門前	92	H21	H24	H25.4	
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	2処理区	371				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	995	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	235	H2	H7	H8.4	
	(市計)	2処理区	1,230				
八峰町	八森町	岩館	660	H11	H20	H18.3	
[漁集施設 計]		5処理区	2,261				
【林業集落排水施設】							
横手市	大森町	武道	48	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	89	H12	H15	H15.3	
		相内潟	18	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	107				
[林集施設 計]		3処理区	155				
【簡易排水処理施設】							
由利本荘市	岩城町	雪川	30	H5	H5	H6.4	
		下黒川	39	H11	H11	H12.4	
		六呂田	41	H12	H12	H13.4	
		泉田	20	H12	H12	H13.4	
		福俣	34	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	164				
仙北市	西木村	潟尻	17	H11	H12	H13.3	
[簡易排水施設 計]		6処理区	181				
【小規模集合排水処理施設】							
横手市	大森町	矢走	14	H6	H6	H7.4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	37	H14	H14	H15.4	
		由利町	二夕子	20	H8	H8	H9.6
	田代	25	H8	H8	H9.6		
	(市計)	3処理区	82				
にかほ市	仁賀保町	水沢	34	H7	H7	H8.5	
		上坂	41	H8	H8	H9.5	
		下坂	18	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	93				
[小規模排水施設 計]		7処理区	189				
漁集・林集・簡易・小規模 排水処理施設 合計		21処理区	2,786				(公共下水道接続地区を除く。)

*1 H28年度策定「秋田県生活排水処理構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

*2 計画人口は、R3.3.31時点の計画処理人口である。

*3 公共下水道接続地区は地区名を()書きで表記。

(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(令和3年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	62	62	100.0%	61	98.4%	2	2	2
男鹿市	371	371	100.0%	339	91.4%	3	3	3
由利本荘市	1,476	1,476	100.0%	1,297	87.9%	10	10	10
にかほ市	93	93	100.0%	87	93.5%	3	3	3
仙北市	124	124	100.0%	93	75.0%	3	3	3
八峰町	660	660	100.0%	442	67.0%	1	1	1
計	2,786	2,786	100.0%	2,319	83.2%	22	22	22

*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考 事業区分別 整備率・接続率)

(令和3年3月31日現在)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						48	48	100	47	98						14	14	100	14	100
男鹿市	371	371	100	339	91.4															
由利本荘市	1,230	1,230	100	1,091	0.9						164	164	100	135	0.8	82	82	100	71	0.9
にかほ市																93	93	100	87	93.5
仙北市						107	107	100	77	72.0	17	17	100	16	94.1					
八峰町	660	660	100	442	67.0															
県合計	2,261	2,261	100	1,872	82.8	155	155	100	124	80.0	181	181	100	151	83.4	189	189	100	172	91.0

8. 合併処理浄化槽整備事業

(1) 合併処理浄化槽整備事業概要

《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活環境の確保のために、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽の整備を促進し生活排水処理施設を普及させることである。

《事業内容》

○浄化槽設置整備事業（国庫補助事業 S62～、県費補助 H3～） 個人設置型

住居単位で設置、個人管理

個人で浄化槽を設置しようとする者に対し市町村が助成を行う場合に、その助成費用の一部を市町村に対して補助するもの。

○浄化槽市町村整備推進事業（国庫補助事業 H6～、県費補助なし） 市町村設置型

集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、市町村予算と国庫補助で事業が行われることから、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

令和2年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村設置型 ・ 個人設置型	循環型社会形成 推進交付金	地方創生汚水 処理施設整備 推進交付金	設置 基数	人槽別内訳 上段:市町村設置型 下段:個人設置型											
						5人槽	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～	51～		
						5人槽	6～	8～	11～		21～		31～		51～		
1	秋田市	市町村設置型	○		2	2											
2	能代市	市町村設置型	○		49	42	7										
		個人設置型	○		24	22	2										
3	横手市	個人設置型	○		112	80	30	2									
4	大館市	個人設置型	○		39	31	7	1									
5	男鹿市	個人設置型	○		5	5											
6	湯沢市	個人設置型	○		34	21	12	1									
7	鹿角市	個人設置型	○		28	18	10										
8	由利本荘市	個人設置型		○	30	28	2										
9	潟上市	個人設置型	○		4	4											
10	大仙市	個人設置型	○		82	53	29										
11	北秋田市	個人設置型	○		10	9	1										
12	にかほ市																
13	仙北市	個人設置型	○		25	20	5										
14	小坂町	個人設置型	○		2	1	1										
15	上小阿仁村																
16	藤里町																
17	三種町	個人設置型	○		7	6	1										
18	八峰町	個人設置型	○		1	1											
19	五城目町	個人設置型	○		8	4	4										
20	八郎潟町																
21	井川町																
22	大潟村																
23	美郷町	個人設置型	○		40	28	9	3									
24	羽後町	個人設置型	○		17	8	8	1									
25	東成瀬村	市町村設置型	○		3	1	1	1									
計		市町村設置型	3市村(2市1村)		54	45	8	1									
		個人設置型	17市町村(11市6町)		468	339	121	8									
合計			18市町村(11市6町1村)		522	384	129	9									

合併処理浄化槽整備事業経緯

		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
個人設置型	実施市町村	18	18	17	17	17	19	19	20	20	21	20	20	20	19	19	19
	設置基数	1,221	1,135	1,028	935	932	930	828	797	860	637	708	710	664	610	543	468
市町村設置型	実施市町村	10	11	12	11	11	9	8	5	4	4	3	4	3	3	2	3
	設置基数	733	618	577	374	274	213	139	172	120	119	51	68	52	44	47	54
浄化槽 整備事業計	設置基数	1,954	1,753	1,605	1,309	1,206	1,143	967	969	980	756	759	778	716	654	590	522

* 市町村合併 H17末 25市町村
* 繰越は、事業実施年度に計上

(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

浄化槽法検査実施結果(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

・ 第7条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,492	1,492	1,488	1,488	99.7%	99.7%
青森県	1,589	1,589	1,554	1,554	97.8%	97.8%
岩手県	1,532	1,532	1,586	1,586	100.0%	100.0%
宮城県	1,750	1,750	1,750	1,750	100.0%	100.0%
秋田県	916	916	957	957	100.0%	100.0%
山形県	593	593	592	592	99.8%	99.8%
福島県	4,303	4,303	3,717	3,717	86.4%	86.4%
茨城県	4,412	4,412	4,503	4,503	100.0%	100.0%
栃木県	2,389	2,389	2,389	2,389	100.0%	100.0%
群馬県	4,836	4,836	4,010	4,010	82.9%	82.9%
埼玉県	6,355	6,355	5,929	5,929	93.3%	93.3%
千葉県	6,451	6,451	4,479	4,479	69.4%	69.4%
東京都	161	161	151	151	93.6%	93.6%
神奈川県	1,132	1,132	809	809	71.5%	71.5%
新潟県	1,690	1,690	1,411	1,411	83.5%	83.5%
富山県	261	261	261	261	100.0%	100.0%
石川県	487	487	487	487	100.0%	100.0%
福井県	375	375	375	375	100.0%	100.0%
山梨県	1,097	1,097	1,056	1,056	96.3%	96.3%
長野県	1,211	1,211	998	998	82.4%	82.4%
岐阜県	1,716	1,716	1,716	1,716	100.0%	100.0%
静岡県	7,272	7,272	6,507	6,507	89.5%	89.5%
愛知県	8,039	8,039	7,631	7,631	94.9%	94.9%
三重県	2,943	2,943	2,943	2,943	100.0%	100.0%
滋賀県	231	231	219	219	94.7%	94.7%
京都府	362	362	286	286	79.0%	79.0%
大阪府	932	932	970	970	100.0%	100.0%
兵庫県	607	607	610	610	100.0%	100.0%
奈良県	539	539	539	539	100.0%	100.0%
和歌山県	3,181	3,181	3,207	3,204	100.0%	100.0%
鳥取県	298	298	250	250	83.9%	83.9%
島根県	1,134	1,134	1,134	1,134	100.0%	100.0%
岡山県	2,603	2,602	2,603	2,602	100.0%	100.0%
広島県	2,303	2,303	2,303	2,303	100.0%	100.0%
山口県	1,589	1,589	1,378	1,378	86.7%	86.7%
徳島県	2,734	2,732	2,734	2,732	100.0%	100.0%
香川県	3,058	3,058	3,058	3,058	100.0%	100.0%
愛媛県	2,004	2,004	2,004	2,004	100.0%	100.0%
高知県	1,695	1,695	1,586	1,586	93.6%	93.6%
福岡県	4,078	4,078	4,078	4,078	100.0%	100.0%
佐賀県	1,461	1,461	1,461	1,461	100.0%	100.0%
長崎県	1,955	1,955	1,796	1,796	91.9%	91.9%
熊本県	2,637	2,637	2,761	2,761	100.0%	100.0%
大分県	2,518	2,518	2,518	2,518	100.0%	100.0%
宮崎県	2,419	2,419	2,554	2,554	100.0%	100.0%
鹿児島県	6,171	6,171	6,162	6,162	99.9%	99.9%
沖縄県	522	521	522	521	100.0%	100.0%
合計	108,033	108,029	102,032	102,025	94.4%	94.4%

・ 第11条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	64,526	48,668	55,116	45,301	85.4%	93.1%
青森県	109,434	41,920	52,169	33,420	47.7%	79.7%
岩手県	55,620	51,400	50,866	47,529	91.5%	92.5%
宮城県	71,991	49,141	65,287	48,469	90.7%	98.6%
秋田県	68,113	41,032	43,727	33,593	64.2%	81.9%
山形県	66,780	32,202	51,055	28,534	76.5%	88.6%
福島県	263,592	113,499	82,598	76,580	31.3%	67.5%
茨城県	235,083	148,408	100,506	82,256	42.8%	55.4%
栃木県	152,033	103,101	111,884	73,794	73.6%	71.6%
群馬県	301,952	130,108	225,867	105,907	74.8%	81.4%
埼玉県	461,111	223,145	89,074	74,150	19.3%	33.2%
千葉県	568,845	247,970	64,075	56,922	11.3%	23.0%
東京都	17,904	8,457	4,775	3,937	26.7%	46.6%
神奈川県	154,992	41,330	21,843	12,558	14.1%	30.4%
新潟県	181,434	53,492	128,204	43,279	70.7%	80.9%
富山県	41,898	12,734	14,010	9,128	33.4%	71.7%
石川県	52,046	22,404	23,285	14,651	44.7%	65.4%
福井県	38,830	16,798	19,187	11,696	49.4%	69.6%
山梨県	121,202	46,599	19,024	16,195	15.7%	34.8%
長野県	83,120	70,070	58,747	54,772	70.7%	78.2%
岐阜県	160,880	74,630	156,001	73,866	97.0%	99.0%
静岡県	479,967	178,660	107,306	97,059	22.4%	54.3%
愛知県	532,850	204,526	121,097	107,317	22.7%	52.5%
三重県	207,592	114,032	78,845	59,867	38.0%	52.5%
滋賀県	31,638	18,728	14,829	10,950	46.9%	58.5%
京都府	34,991	22,644	18,053	15,155	51.6%	66.9%
大阪府	122,347	46,566	13,612	10,717	11.1%	23.0%
兵庫県	80,888	43,749	52,799	36,416	65.3%	83.2%
奈良県	98,886	31,737	19,036	15,423	19.3%	48.6%
和歌山県	200,022	98,750	72,505	58,375	36.2%	59.1%
鳥取県	25,861	11,610	13,946	8,185	53.9%	70.5%
島根県	69,356	36,107	50,471	32,481	72.8%	90.0%
岡山県	167,785	106,693	148,859	99,397	88.7%	93.2%
広島県	163,304	94,106	117,244	75,156	71.8%	79.9%
山口県	111,280	63,498	59,820	38,577	53.8%	60.8%
徳島県	146,820	61,200	86,882	41,937	59.2%	68.5%
香川県	154,140	79,914	79,540	49,408	51.6%	61.8%
愛媛県	168,986	81,049	62,444	59,752	37.0%	73.7%
高知県	93,441	55,948	53,629	39,511	57.4%	70.6%
福岡県	175,607	130,505	123,452	105,468	70.3%	80.8%
佐賀県	54,587	37,139	43,789	33,580	80.2%	90.4%
長崎県	72,191	58,599	63,538	53,037	88.0%	90.5%
熊本県	137,262	83,399	90,519	66,165	65.9%	79.3%
大分県	147,147	79,230	65,037	57,985	44.2%	73.2%
宮崎県	137,062	73,707	76,244	50,554	55.6%	68.6%
鹿児島県	272,181	182,082	93,423	63,730	34.3%	35.0%
沖縄県	85,064	29,905	6,621	5,905	7.8%	19.7%
合計	7,242,641	3,601,191	3,170,840	2,238,644	43.8%	62.2%

(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

令和3年4月現在

団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系 (区分水量) は基本水量 (基本使用料) の区分線 は水量毎の単価の区分線	基本 水量 (m3/月)	基 本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m3・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m3)	設 置 基 数 (国庫補助)
大 館 市 (住 家 : 人 数 制)	(1人6m ³ で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,540円。)	(m3) -	1,540	税込み	2,860	305
大 館 市 (非 住 家 : 従 量 制) ※公共下水道使用料と同じ	1,540 165 176 209 231	(m3) 10	1,540	税込み	3,190	
北 秋 田 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料 : 5人槽 2,970円)	(m3) -	2,970	税込み	2,970	233
北 秋 田 市 (事 業 所 等)	(月額使用料 : 5人槽 3,505円)	(m3) -	3,505	税込み	3,505	
能 代 市 (専 用 ・ 併 用 住 宅)	(月額使用料 : 5人槽 2,600円)	(m3) -	2,600	税抜き	2,860	1,850
能 代 市 (事 業 所 等)	(月額使用料 : 5人槽 3,800円)	(m3) -	3,800	税抜き	4,180	
藤 里 町	(月額使用料 : 5人槽 2,662円)	(m3) -	2,662	税込み	2,662	141
八 峰 町	(月額使用料 : 5人槽 3,140円)	(m3) -	3,140	税込み	3,140	20
秋 田 市 ※公共下水道使用料と同じ	1,020 181 226 249 305 352 427	(m3) 10	1,020	税抜き	3,113	198
湯 上 市 ※公共下水道使用料と同じ	1,320 176 198 209 242	(m3) 10	1,320	税込み	3,080	88
由 利 本 荘 市 ※公共下水道使用料と同じ	523 125 156 177 198 220	(m3) 0	523	税込み	3,333	134
大 仙 市 (旧西仙北町・旧協和町地区)	1,210 168 178 210 242	(m3) 10	1,210	税込み	2,890	388
仙 北 市	1人 2人 3人 4人 5人 6人 7人 8人 9人 10人 ※H25.11より料金統一 1,650 2,200 2,750 3,300 3,850 4,400 4,950 5,500 6,050 6,600 7,150	(円) -	1,650	税込み	3,300	761
横 手 市	(月額使用料 : 5人槽 5,500円)	(m3) -	5,500	税込み	5,500	518
湯 沢 市 (旧福川町・旧皆瀬村地区)	(月額使用料 : 5人槽 3,480円)	(m3) -	3,480	税込み	3,480	1,526
東 成 瀬 村	(月額使用料 : 5人槽 2,200円)	(m3) -	2,200	税抜き	2,420	623

(4) 合併処理浄化槽 補助金制度

令和3年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿角市		5人槽 351,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
小坂町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円		・専用住宅
大館市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
北秋田市		5人槽 469,000円 6～7人槽 588,000円 8～10人槽 784,000円	・専用住宅
上小阿仁村		5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円	・専用住宅
能代市		5人槽 442,000円 6～7人槽 561,000円 8～10人槽 738,000円	・専用・併用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤里町	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三種町		5人槽 547,000円 6～7人槽 673,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八峰町		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用・併用住宅
男鹿市		5人槽 352,000円(408,000円) 6～7人槽 441,000円(492,000円) 8～10人槽 588,000円(627,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅
潟上市		5人槽 352,000円(408,000円) 6～7人槽 441,000円(492,000円) 8～10人槽 588,000円(627,000円) ※()「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅及び店舗等併用住宅
五城目町		5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎潟町		5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円	・高度処理浄化槽のみ対象 ・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち90,000円を超えない範囲の額を加算する
井川町		5人槽 408,000円 6～7人槽 492,000円 8～10人槽 627,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 560,000円 6～7人槽 701,000円 8～10人槽 949,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
にかほ市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円 又は上記人槽の工事費の40%のいずれか小さい額	・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大仙市		5人槽 352,000円(411,000円) 6～7人槽 441,000円(514,000円) 8～10人槽 588,000円(686,000円) ※()市内の業者が施工する場合であって、汲み取り便槽又は単独処理浄化槽から転換するもの	・専用住宅
仙北市		5人槽 402,000円 6～7人槽 491,000円 8～10人槽 638,000円	・専用住宅
美郷町	5人槽 402,000円(422,000円) 6～7人槽 491,000円(511,000円) 8～10人槽 638,000円(658,000円) ※()町内業者による施工の場合		・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横手市	5人槽 452,000円 6～7人槽 541,000円 8～10人槽 688,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
湯沢市		5人槽 484,000円 6～7人槽 606,000円 8～10人槽 814,000円	・専用住宅
羽後町		5人槽 352,000円(652,000円) 6～7人槽 441,000円(741,000円) 8～10人槽 588,000円(888,000円) ※()身体障害者世帯及び高齢者世帯	・専用住宅

※1. 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。

※2. 交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。

※3. 高度処理浄化槽: 窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。

※4. 12市町村で独自の嵩上げ補助を行っている。

のんびりできる？



「あきたの下水道」～資料編～

令和3年10月

編集・発行 秋田県 建設部 下水道マネジメント推進課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号

TEL 018(860) 2461 (調整・広域・共同推進班)
2465 (経理班)
2463 (流域土木班)
2464 (流域設備班)

FAX 018(860) 3813

E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp